

資料 39 - 1

平成 27 年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可について

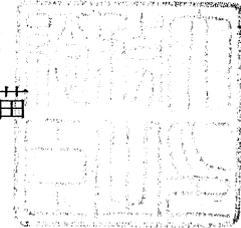
(諮問第 1114 号)



諮問第1114号
平成27年3月27日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 山本 早苗



諮問書

日本郵便株式会社代表取締役社長 高橋 亨から、平成27年2月16日付け26-日総人環第54号により、平成27年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金に関し、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「法」という。）第7条第3項の規定による当該寄附金の寄附目的に係る団体で寄附金を配分すべきもの及び当該団体ごとの配分すべき額の決定並びに同条第4項の規定による当該配分に係る寄附金の使途の適正を確保するために当該団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、別添のとおり、同条第5項の規定に基づく認可の申請があった。

これらについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、法の規定に適合しており妥当なものであると認められる。よって、同項の認可をすることとしたい。

上記について、法第11条の規定に基づき諮問する。

審査結果

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「法」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金から控除される次の費用が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金のとりまとめのため日本郵便株式会社（以下「会社」という。）において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の100分の1.5に相当する額を限度） （法第7条第2項）</p>	適	<p>会社は、寄附金の額から控除する費用の額のうち、寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄附金公募の周知費用（周知用チラシ及び新聞広告掲載料）等を計上しているところ、当該費用の額は、適切に積算されていることから、妥当なものと認められる。</p> <p>また、会社は、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、当該費用の額は、適切に積算されていると認められ、かつ、法第7条第2項に定める限度額を超えないものであることから、当該費用の額については、妥当なものと認められる。</p> <p>※今回の寄附金の配分に当たって会社が控除する費用（注：万円未満は四捨五入）</p> <p>ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用</p> <p>（ア）使途 寄附金公募の周知費用（周知用チラシ及び新聞広告掲載料）、業務委託費等</p> <p>（イ）金額 2,104万円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用</p> <p>（ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業</p>

審査基準	審査結果	理由
		務委託費等 (イ) 金額 814万円 ※法第7条第2項で定める上限 (寄附金額5億4,235万円の100分の1.5に相当する額:814万円)の範囲を超えていない。
寄附金が、社会福祉の増進を目的とする事業等の法第5条第2項各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てられていること。 (法第7条第3項)	適	配分団体の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請団体の資格及び法第5条第2項各号に掲げる事業を行う団体か否かについての内容審査を行った上で公募時に公表している審査基準にのっとり、社外有識者から構成される審査委員会で審議等を経て付された優先順位に従って決定している。 配分団体ごとの配分すべき額の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請額を基本として審査委員会が必要に応じて行う査定に基づいて決定していることから、審査の過程については、公正であると認められる。以上により、配分団体及び配分団体ごとの配分すべき額の決定は妥当なものと認められる。
配分に係る寄附金(以下「配分金」という。)の用途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (法第7条第4項)	適	配分団体が守らなければならない事項は、配分金の用途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等を定めており、配分金の用途の適正を確保するために必要十分なものであることから、妥当なものと認められる。
配分金の交付、配分金の用途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項が定められていること。 (法第7条第4項)	適	監査に関する事項は、監査に応ずる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法を定めており、配分金の用途の適正を確保するために必要十分なものであることから、妥当なものと認められる。

(別添)



26-日総人環第 54 号
平成 27 年 2 月 16 日

総務大臣

山本 早苗 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長 高橋

平成 27 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付
お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）第 7 条第 5 項及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号）第 3 条の規定に基づき、平成 27 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守らなければならない事項及び配分金の用途についての監査に関する事項について、認可を受けたいので申請します。

1 配分団体及び配分額

別添 1 のとおり

2 配分団体が守らなければならない事項

別添 2 のとおり

3 配分金の用途についての監査に関する事項

別添 3 のとおり

平成 27 年用として発行した寄附金付お年玉付
郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加
された寄附金の配分団体及び配分額について

平成27年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額について

配分団体総数 284団体 配分額総額 561,906,000円

(1) 一般助成(257団体 483,697,000円)

① 社会福祉の増進を目的とする事業(202団体 401,318,000円)

配分団体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 iCare ほっかいどう	060-0061	北海道札幌市中央区南1条西8丁目6-2 SITYビル6F	ALS等の患者のコミュニケーションを支援するための意志伝達支援機器と周辺機器整備事業	1,840,000
特定非営利活動法人 札幌チャレンジ	060-0807	北海道札幌市北区北7条西6丁目1番地 北苑ビル2階	障害者向けアクセシビリティ機能活用のタブレット講習会事業	1,710,000
社会福祉法人 桂和会	062-0938	北海道札幌市豊平区平岸8条12丁目3番20号	障害者支援施設くりのみハイムの通院・送迎用車両の増備事業	2,000,000
特定非営利活動法人 日本SNS推進機構 北海道支部	062-0931	北海道札幌市豊平区平岸一条7丁目2番25-301号	地域要介護世帯の除雪支援のための地域コミュニティ再構築事業	500,000
特定非営利活動法人 工房・虹と夢	040-0022	北海道函館市日乃出町24番5号	障がい者就労支援事業所のリサイクルせっけん製造事業拡張のためのせっけん製造機器の増備事業	1,000,000
特定非営利活動法人 函館せいかつコミュニティ	041-0832	北海道函館市神山1丁目25番7号	生活困窮者居住施設の改築(個室増加)と光熱水費節減のための省エネ施設設置のための改修事業	4,000,000
社会福祉法人 旭川旭親会	070-0901	北海道旭川市花咲町1丁目2232番地	就労継続支援B型事業所旭川福祉園の送迎用車両の増備事業	1,200,000
社会福祉法人 旭聖会	080-8208	北海道旭川市東旭川町下兵村117番地6	障害者支援施設の利用者が使用する地下水を汲み上げるための深井戸水中ポンプ取替工事事業	800,000
更生保護法人 釧路慈徳会	085-0833	北海道釧路市宮本2丁目9番6号	被保護者出迎え等及び処遇諸活動のための車両の更改事業	830,000
社会福祉法人 伊達コスモス21	052-0012	北海道伊達市松ヶ枝町59番地4	知的障がい者グループホームの高齢者のための大型乾燥機設置整備事業	1,000,000
社会福祉法人 ニセコ福祉会	048-1531	北海道虻田郡ニセコ町字有島87番地4	ぐる〜ぶほ〜むきら里入所者外出車両の増備事業	1,000,000
社会福祉法人 沼田町社会福祉協議会	078-2202	北海道雨竜郡沼田町南一条3丁目6番53号	沼田町訪問介護事業所の訪問ヘルパー用車両の更改事業	600,000
特定非営利活動法人 森の生活	098-1204	北海道上川郡下川町南町477番地	子ども・高齢者が身近な森林を活かして生き生き暮らせる環境づくりのための森林文化創造事業	1,300,000
社会福祉法人 サロベツ福祉会	098-4114	北海道天塩郡豊富町字上サロベツ1184番地11	障害福祉サービス事業所「サロベツマイハート」の通所のための、車椅子対応型送迎車両の増備事業	2,000,000
特定非営利活動法人 きらりスマイル音更の会	080-0318	北海道河東郡音更町緑陽台南区24番地8	きらりスマイル音更の会 通院・外出・送迎用車両購入事業	1,351,000
特定非営利活動法人 清水町障害者児振興会連絡協議会	089-0356	北海道上川郡清水町字羽帯南2線100番地	清水町図書館管理委託事業及び農産物運搬のための車両の新規配備事業	618,000
特定非営利活動法人 陽向ぼっこ	080-0301	北海道白糠郡白糠町東1条南1丁目2番地36	認知症早期発見者の予防治療訓練施設作りのための改修事業	5,000,000
特定非営利活動法人 みやぎ発達障害サポートネット	980-0013	宮城県仙台市青葉区花京院一丁目4-1	自閉症/発達障害のある子供たちの社会性を育むための療育支援事業~小グループ活動を通して~	500,000
公益財団法人 仙台市民文化事業団	981-0904	宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-5 日立システムズホール内	点訳ボランティアステップアップ研修事業	200,000

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 わたげの会	982-0001	宮城県仙台市太白区八本松1丁目12-12	ひきこもり・ニートの就労促進のための職場体験事業	3,128,000
社会福祉法人 かたばみ会	998-0015	山形県酒田市北千日堂前字松境18番1	デイサービスセンターの重介護利用者の為の特殊入浴機器新機種設置事業	2,000,000
特定非営利活動法人 ライムハウス	999-5203	山形県最上郡鮭川村大字川口274-5	障害者支援事業の来所者の送迎・通院のための送迎用車両の更改事業	1,500,000
社会福祉法人 高島町社会福祉協議会	992-0351	山形県東置賜郡高島町大字高島454-4	心配ごと相談事業利用者の利便性向上のための相談室改修及び生活困窮者支援体制整備に係る拡張事業	5,000,000
一般社団法人 福島県視覚障がい者協力会	960-8002	福島県福島市森合町6番7号(福島県点字図書館内)	点字印刷用の点字プリンタ整備事業	1,000,000
社会福祉法人 陽光会	960-8254	福島県福島市南沢又字水門下160-3	清心荘指定相談支援事業所の相談業務推進のための訪問用車両の増備事業	600,000
特定非営利活動法人 福島市聴覚障害者福祉会	960-8003	福島県福島市森合字台4番地	就労継続支援B型事業所なのはなの家の作業の効率化と安全管理のための資材棚・ロッカーの新規設置事業	1,000,000
一般社団法人 手づくりマルシェ	960-8066	福島県福島市矢剣町17-8	手づくりで心に安心と笑顔を生み出し、会話と楽しさでコミュニティーを作る事業	5,000,000
社会福祉法人 矢吹厚生事業所	969-0212	福島県西白河郡矢吹町善郷内14-1	矢吹授産場の新規相談支援事業開設のためパソコン、複写機の新規設置事業	1,877,000
社会福祉法人 清水福祉会	304-0031	茨城県下妻市高道組5160	九重保育園の据え置き型大型遊具の修繕事業	2,100,000
社会福祉法人 和耕会	303-0042	茨城県常総市坂手町字南原1231番1	指定障害福祉サービス事業所和耕学園利用者の通所・外出等のための送迎用車両の更改事業	3,000,000
特定非営利活動法人 宇都宮子ども劇場	321-0152	栃木県宇都宮市西川田3-24-8	ちいさなげきじょう〜0歳〜3歳児親子が、今を楽しみ育ち合うための鑑賞・体験事業〜	500,000
社会福祉法人 上州水土舎	370-2304	群馬県富岡市後賀723-7	雪害により破損(全損)した養鶏用鶏舎の新装改修事業	5,000,000
社会福祉法人 片品村社会福祉協議会	378-0415	群馬県利根郡片品村鎌田3946	高齢者・障害者の外出支援、および災害支援のための多目的移送用車両の更改事業	2,500,000
特定非営利活動法人 子ども文化ステーション	331-0823	埼玉県さいたま市北区日進町3-757-2 さいたま北NPOプラザ202	舞台芸術に出会うことが困難な子どもたちの心のケアのためのシアタースタート事業	3,500,000
特定非営利活動法人 陽だまり	350-1114	埼玉県川越市東田町12-27 キャッスルマンション川越B-104	要介護高齢者の状況把握及びケアマネジメントのための情報通信機器の新設事業	236,000
特定非営利活動法人 なごみテラシマ	350-1306	埼玉県狭山市富士見2丁目21番地27号	障害児(者)、高齢者の通院・外出・送迎用車両の増備事業	1,460,000
社会福祉法人 彩光会	362-0058	埼玉県上尾市上野567	保育園児の安心安全な保育園施設整備のための改修事業	1,035,000
社会福祉法人 東宝会	346-0014	埼玉県久喜市吉羽2170番地2	調理室の食器洗浄機購入事業	540,000
特定非営利活動法人 いちかわ市民文化ネットワーク	272-0834	千葉県市川市国分7-12-5	障害者の自己実現と社会参加のためのチャレンジド・アーツ教室開催事業	500,000
特定非営利活動法人 さわやか福祉の会・松戸くらしの助っ人	270-0034	千葉県松戸市新松戸3丁目28番地	介護している方、子育て真最中の方が癒し合える場の提供事業	500,000
特定非営利活動法人 いもむし	277-0912	千葉県柏市箕輪358-1	放課後等デイサービス事業の利用者の自宅送迎のための車両の増備事業	1,300,000

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 あびこ・シニア・ライフ・ネット	270-1145	千葉県我孫子市高野山391-34	ICTの利活用で高齢者生活の活性化及び地域施設慰問事業	700,000
社会福祉法人 いのちの電話	102-0071	東京都千代田区富士見1-2-32	電話相談員の相談対応カスルアップのための研修等事業	300,000
特定非営利活動法人 日本バリアフリー協会	102-0093	東京都千代田区平河町1-7-16 ビュロー平河町801号	障がい者の音楽コンテスト地方大会開催による社会参加の拡大事業	5,000,000
公益財団法人 東京YWCA	101-0062	東京都千代田区神田駿河台1-8-11	DV被害者支援の支援現場における次世代リーダーシップ育成事業	2,361,000
特定非営利活動法人 メドゥサン・デュ・モンド ジャポン	106-0044	東京都港区東麻布2-6-10 麻布善波ビル2F	医療・福祉の支援が必要なホームレス状態の人々の精神と生活の質向上のための事業	5,000,000
公益社団法人 銀鈴会	105-0004	東京都港区新橋5-7-13	喉頭摘出者の声を取り戻すためのサポート事業	500,000
特定非営利活動法人 男女平等参画推進みなと	108-0075	東京都港区港南3-4-8-1111	DV被害者等の自立に向けた切れ目のない支援・啓発事業	1,900,000
社会福祉法人 全国盲ろう者協会	162-0042	東京都新宿区早稲田町67番地 早稲田クローバービル3F	盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者のための手引書作成事業	3,108,000
公益社団法人 東京都盲人福祉協会	169-0075	東京都新宿区高田馬場1-9-23	視覚障害者の就労拡大のための実態調査・研究及び社会啓発事業	2,212,000
一般財団法人 全日本ろうあ連盟	162-0801	東京都新宿区山吹町130 SKビル8階	聴覚障害者・手話関係者を対象とした映像・情報送受システムの構築事業	1,500,000
特定非営利活動法人 日本点字技能師協会	169-8664	東京都新宿区西早稲田二丁目18番2号 日本盲人福祉センター内	点字技能師専門点訳研修会及び点字技能検定試験講習会の実施事業	500,000
特定非営利活動法人 タートル	160-0003	東京都新宿区本塩町10-3 (社福)日本盲人職能開発センター東京ワークショップ内	「中途失明Ⅲ」 未来を信じて～タートル20年の歩み～ 冊子の作成事業	500,000
特定非営利活動法人 難民支援協会	160-0004	東京都新宿区四谷1-7-10 第三鹿倉ビル6階	在日難民高齢者の、地域生活を円滑にするための相談体制を確立する事業	2,272,000
特定非営利活動法人 キャンサーネットジャパン	113-0034	東京都文京区湯島1-10-2 御茶ノ水K&Kビル2F	がん患者・家族・医療者・市民のための最新がん医療フォーラム「AKIBA Cancer Forum 2015」開催及びがん医療情報動画配信「がん」事業	5,000,000
公益財団法人 がんの子どもを守る会	111-0053	東京都台東区浅草橋1-3-12	2015年度 公開シンポジウム「小児がん患児の学校教育におけるニーズ・課題とこれから」開催事業	500,000
社会福祉法人 砂町友愛園	136-0073	東京都江東区北砂5-14-10	児童養護施設砂町友愛園養護部の通園・通学・通院・外出・送迎車両の更改造業	1,700,000
特定非営利活動法人 高齢者・障がい者の旅をサポートする会	153-0064	東京都目黒区下目黒4丁目23番地24号	障がい者や高齢者などの旅(外出を含む)の同行並びに情報発信などをサポートする事業	500,000
公益社団法人 日本てんかん協会	170-0005	東京都豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル7F	社会啓発のための機関誌「わかしお」の普及啓発事業	420,000
特定非営利活動法人 風の子会	125-0031	東京都葛飾区西水元5-11-3	重度障がい者の自立と社会参加のための余暇活動支援事業IV	500,000
特定非営利活動法人 アビリティクラブたすけあい江戸川たすけあいワークスもも	134-0091	東京都江戸川区船堀6-11-25 BRICK&WOOD1F	赤ちゃんから高齢者まで誰もが集えるコミュニティ拠点の創設と推進活動事業	500,000
社会福祉法人 七五三会	194-0013	東京都町田市原町田5丁目1番地12号	デイサービス木管の利用者の為の特殊機械浴槽の更改造業	5,000,000

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 東村山子育て支援ネットワークすずめ	189-0014	東京都東村山市本町2-22-3	つばさ保育園定員拡大のための給食室設備・機器の新規設置事業	1,480,000
社会福祉法人 にんじんの会	185-0013	東京都国分寺市西恋ヶ窪一丁目50番1号	介護老人保健施設にんじん健康ひろばの介護職員負担軽減のための天井走行式リフト機器の新規設置事業	1,350,000
特定非営利活動法人 東京自立支援センター	186-0012	東京都国立市泉1-16-4	就労継続支援B型利用の障害者の工賃アップのための丁合機新規設置事業	2,500,000
社会福祉法人 三育ライフ	203-0023	東京都東久留米市南沢5丁目18番36号	東久留米市幸町デイサービスセンターの送迎用車両の更新事業	1,530,000
社会福祉法人 太陽福祉協会	190-0181	東京都西多摩郡日の出町大久野5107番地	障害者支援施設日の出太陽の家利用者通院・外出・送迎用車両の更改造業	1,400,000
公益財団法人 横浜市男女共同参画推進協会	244-0816	神奈川県横浜市戸塚区上倉田町435-1	ひきこもり・ひとり親等困難を抱える女性のためのパソコン&就労講座事業	500,000
特定非営利活動法人 ひだまりの森	234-0055	神奈川県横浜市港南区日野南6-19-20	「子育て期の相談」拡充のための相談体制整備事業	460,000
特定非営利活動法人 せや	246-0032	神奈川県横浜市瀬谷区南台2-4-1南台ハイツ B24-106	高齢者・身障者の医療機関等への外出のための移送サービスの活動事業	500,000
特定非営利活動法人 I Love つづき	224-0001	神奈川県横浜市都筑区中川1-4-1-107	ひとり親家庭の自立支援のための学習環境とネットワークづくりサポート事業	3,274,000
特定非営利活動法人 カワセミ	216-0031	神奈川県川崎市宮前区神木本町3-10-1-102	障害者及び高齢者の通院・外出等送迎用車両の更改造業	1,050,000
公益社団法人 神奈川県聴覚障害者協会	251-0052	神奈川県藤沢市藤沢933-2 神奈川県聴覚障害者福祉センター内	高齢聴覚障害者など地域で孤立している聴覚障害者のための巡回相談支援事業	500,000
特定非営利活動法人 サザンベア	253-0085	神奈川県茅ヶ崎市矢畑995-34	地域活動支援センターサザンベアの廃電線被膜剥離作業のための電線被膜剥離機器の増設事業	660,000
社会福祉法人 湘南福寿会	253-0006	神奈川県茅ヶ崎市堤691番地	特別養護老人ホームアザリアホームの多目的ホール及び居室等の照明度向上のための電球更改造業	2,350,000
特定非営利活動法人 神奈川県障害者自立生活支援センター	243-0035	神奈川県厚木市愛甲一丁目7番6号	デイサービス2事業所で共有する送迎用車両の更改造業	1,117,000
特定非営利活動法人 新潟県精神障害者家族会連合会	950-0994	新潟県新潟市中央区上所2-2-3 新潟ユニゾンプラザハート館	精神障害者への正しい理解を広げ、ノーマライゼーションの実現を目指す啓発事業	300,000
特定非営利活動法人 スペースB	950-2052	新潟県新潟市西区寺尾2-25	障害者施設における焼菓子「増産・販路拡大・能率向上」のための設備増強事業	580,000
社会福祉法人 清和会	943-0881	新潟県上越市大字京田134-1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設に伴う訪問用車両新規配備事業	950,000
特定非営利活動法人 ささえ愛みんなの家	943-0861	新潟県上越市大和2丁目1番16号	高齢者、障がい者の集合施設で集う人たちのための、AEDの新規設置事業	375,000
社会福祉法人 阿賀北総合福祉協会	959-2037	新潟県阿賀野市百津88番地	介護保険通所介護事業所のご利用者送迎用車両の更改造業	1,879,000
社会福祉法人 魚沼地域福祉会	946-0036	新潟県魚沼市岡新田300番地3	やいろの里(障害者支援施設)の送迎・外出・通院用車両の更改造業	1,654,000
公益財団法人 富山県アイバンク	930-0194	富山県富山市杉谷2630番地 富山大学医学部眼科内	角膜移植用特殊医療機器並びに摘出・移植医療機器用の高圧蒸気滅菌器の整備事業	870,000
社会福祉法人 共友会	923-0342	石川県小松市矢田野町ミ30番地	就労継続支援事業所(A型)事業所の納品用車両の更改造業	873,000

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 福寿草の郷	922-0274	石川県加賀市別所町3丁目80番地2	福寿草の郷障害者就労継続支援B型施設寿々ワーク作業所の利便性向上のための改修事業	5,000,000
更生保護法人 福井福田会	910-0011	福井県福井市経田2丁目1001 フェルティ経田1階北側	被保護者出迎え等及び処遇諸活動のための車両の更改事業	1,300,000
社会福祉法人 一乗谷友愛会	918-8135	福井県福井市下六条町18字32番	青葉あさくら苑開設に伴う利用者の外出支援・送迎用福祉車両の新規配備事業	1,030,000
特定非営利活動法人 ハートオブマインド	916-0019	福井県鯖江市丸山町四丁目301番2	障害者就労継続支援利用者の賃金向上を図るための印刷機導入事業	4,350,000
社会福祉法人 若狭町社会福祉協議会	919-1541	福井県三方上中郡若狭町市場18-18	障がい者雇用促進を図るための通勤送迎用車両の新規配備事業	1,740,000
特定非営利活動法人 虹の谷	400-0845	山梨県甲府市上今井町260-6 五幸ビル4F	障害児、者と発達障害児のための健全育成を目的としたファーム教室事業	500,000
特定非営利活動法人 フードバンク山梨	400-0306	山梨県南アルプス市小笠原317 サンシャインビル1階	生活困窮者への食糧支援に使用する倉庫の衛生管理及び利便性向上のための改修事業	2,622,000
特定非営利活動法人 日本チェルノブイリ連帯基金	399-0011	長野県松本市浅間温泉2-12-12	仮設住宅住民のための健康相談と栄養指導事業	2,504,000
特定非営利活動法人 山の遊び舎はらべこ	399-4432	長野県伊那市東春近3660番地	保育施設の下水道及びトイレ施設の利便性向上のための改修事業	5,000,000
社会福祉法人 日本聴導犬協会	399-4301	長野県上伊那郡宮田村7030-1	聴導犬、介助犬用屋外歩行訓練施設(トレーニング・ロード)舗装を車椅子対応にするための改修事業	4,500,000
社会福祉法人 天龍村社会福祉協議会	399-1201	長野県下伊那郡天龍村平岡773番地2	特別養護老人ホーム「天龍荘」の外出・送迎車両の更改事業	1,831,000
一般社団法人 シュタイナー療育センター	399-8501	長野県北安曇郡松川村685-1	就労継続支援B型作業所の除雪機器の新規設置事業	743,000
特定非営利活動法人 野沢温泉の夢を結ぶ会	389-2502	長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷4399番地	地域で安心して暮らせる施設の改修事業	2,500,000
特定非営利活動法人 ハートネット	506-0035	岐阜県高山市新宮町3391番地1	NPO法人ハートネットの飲食部門の買い出し配達用車両の更改事業	1,000,000
特定非営利活動法人 陶宅老所いちにのさん	509-6361	岐阜県瑞浪市陶町猿爪14-1	通所介護・自立支援介護の送迎用車両の購入事業	1,000,000
社会福祉法人 飛騨市社会福祉協議会	509-4212	岐阜県飛騨市古川町若宮2-1-66	社会福祉協議会 高齢者等地域見守り訪問・生活支援事業・地域住民参加型事業送迎・障害者日中一時支援事業送迎用車両の更改事業	658,000
特定非営利活動法人 つくしん棒	501-4502	岐阜県郡上市八幡町島谷1105番地	一人暮らしの高齢者が安心して自宅で暮らすための水道を利用した見守り機器の新規設置事業	5,000,000
一般社団法人 ブリッジハートセンター東海	430-0944	静岡県浜松市中区田町231番11号 袴田ビル1階西	免疫機能障害者の居場所づくりと地域に踏み出すための包括支援体制の構築事業	5,000,000
特定非営利活動法人 フレンドシップ・イルカ	411-0846	静岡県三島市栄町5-16	障害者就労施設の新築移転に伴う惣菜製造機品の新規設置事業	2,500,000
特定非営利活動法人 おとしよりの一日住宅 縁がわ	427-0037	静岡県島田市河原2丁目17-2	「デイサービス南天」の浴室施設の利便性向上のための改修事業	2,660,000
特定非営利活動法人 茶の間	437-0018	静岡県菊川市本所500-17	「デイサービス茶の間」の浴室施設に利便性向上のための機器購入事業	500,000
特定非営利活動法人 セカンドハーベスト名古屋	462-0845	愛知県名古屋市中区柳原3-4-2 小菅ビル1F	高齢者の孤立・困窮を予防する団体を支援するためのフードバンク活動事業	2,450,000

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 アレルギー支援ネットワーク	453-0042 愛知県名古屋市中村区大秋町2-45-6	「アレルギーを持つ患者・家族の会」の設立・活動支援と「会のリーダーを育成する」ための事業	2,600,000
一般社団法人 愛知県聴覚障害者協会	460-0001 愛知県名古屋市中区三ノ丸1丁目7番2号 桜華会館内	あいち聴覚障害者センターにおける各種情報発信のための印刷機設置事業	4,500,000
特定非営利活動法人 四ツ葉の会	444-0944 愛知県岡崎市北本郷町字野添38番地1	重度障がい者の利用者増員のための「指定生活介護事業所よつば」施設改修工事事業	4,000,000
特定非営利活動法人 チームK・O・Z	487-0011 愛知県春日井市中央台6-7-5	Happy café KOZ（高齢者の居場所及び併設「高齢者見守りセンター」）の床等改修工事事業	800,000
社会福祉法人 阿吽会	441-1204 愛知県豊川市西原町松葉10番地16	特別養護老人ホーム穂の国荘の入所者のための非常用発電機整備事業	5,000,000
特定非営利活動法人 ゆるりん	447-0889 愛知県碧南市東浦町1-39-2	福祉有償運送等高齢者等送迎用及び訪問介護員の移動用としての車両の更改造業	1,080,000
社会福祉法人 東加茂福祉会	444-2351 愛知県豊田市岩神町仲田38番地5	デイサービスセンター巴の里の送迎用車両の更改造業	2,000,000
特定非営利活動法人 ときわ会 藍ちゃんの家	516-0041 三重県伊勢市常磐2-10-12	配食部門での、地域に笑顔をふやす食づくりのための、スチームコンベクション交換設置事業	700,000
特定非営利活動法人 みえきた市民活動センター	511-0088 三重県桑名市南魚町86番地	身近で小さな市民活動を応援する「市民活動応援☆きらきら基金」普及啓発のための参加の集い実施事業	440,000
社会福祉法人 エイジハウス	519-5201 三重県南牟婁郡御浜町大字神木23番地	デイサービスセンター及び地域支援事業の送迎のための車輛の代替事業	1,000,000
社会福祉法人 慈恵会	524-0103 滋賀県守山市洲本町1番地	法人運営の守山市立幸津川デイサービスセンターにおける送迎用車輛の更改造業	1,000,000
社会福祉法人 たかしま会	520-1812 滋賀県高島市マキノ町西浜1415番地	障害者支援施設藤美寮の通院・余暇外出・生活介護（日中活動）事業通所者の送迎用車両の更改造業	2,000,000
特定非営利活動法人 風の会	520-1521 滋賀県高島市新旭町北畑96	障がい者の作業効率の向上、工賃向上を図るためのタオル自動たたみ機購入事業	1,900,000
社会福祉法人 京都ライトハウス	603-8302 京都府京都市北区紫野花ノ坊町11	就労移行支援事業所の印刷事業向上のためのオンデマンド印刷機の更改造業	5,000,000
社会福祉法人 全国手話研修センター	616-8372 京都府京都市右京区嵯峨天龍寺広道町3-4	日本の手話及びびろう者福祉・教育・文化等に関する資料・整備事業	5,000,000
特定非営利活動法人 水度坂友愛ホーム	610-0121 京都府城陽市寺田水度坂119-30	通所介護事業のための送迎、外出時に使用する車両の更改造業	700,000
社会福祉法人 鳩ヶ峰福祉会	614-8062 京都府八幡市八幡清水井30-3	知的障がい者通所施設「やわた作業所」の新規事業開始のための布団乾燥機器（乾燥室）の新規設置事業	4,500,000
社会福祉法人 いづみ福祉会	619-1143 京都府木津川市加茂町観音寺石部8番地	地域活動支援センター事業の利用者送迎用車両の購入事業	1,686,000
社会福祉法人 よさのうみ福祉会	629-2314 京都府与謝郡与謝野町字岩屋600-6	事業所利用者の送迎・外出支援のための車輛の更改造業	1,500,000
特定非営利活動法人 わかば	551-0003 大阪府大阪市大正区千島3丁目13番15号	就労継続支援B型事業所ワークステーション大正の外部販売活動用車両の新規配備事業	669,000
特定非営利活動法人 地域生活サポートネットほうぶ	535-0021 大阪府大阪市旭区清水2丁目16番22号	放課後等デイサービス施設の安全性および衛生管理の向上のための改修事業	524,000
社会福祉法人 いわき学園	559-0015 大阪府大阪市住之江区南加賀屋3丁目9番2号	いわき園デイサービスセンターの送迎用車両の更改造業	1,000,000

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 NPOかな なびの丘	591- 8023	大阪府堺市北区中百舌島町2丁69 ラ・レックス中モズBSビル504	知的障がい者親族のための成年後見制度理解促進 および活用促進事業	1,500,000
社会福祉法人 心音会	560- 0045	大阪府豊中市刀根山5-1-21	刀根山こころ保育園の保育環境整備のための保 育室・地域子育て支援室のエアコン更新事業	730,000
特定非営利活動法人 野と森の遊 び文化協会	560- 0022	大阪府豊中市北桜塚2-3-11-401	障がいのある人々を対象とした環境教育プログ ラムの構築及びプログラム提供事業	1,800,000
社会福祉法人 天の川会	573- 1192	大阪府枚方市西禁野2丁目34-1	天の川保育園の定員増及び老朽化が原因による 給食調理機器の更改造業	705,000
特定非営利活動法人 レット症候 群支援機構	573- 0124	大阪府枚方市津田南町2丁目37-2	レット症候群患者のコミュニケーションツールの 機器の普及に関する事業	5,000,000
特定非営利活動法人 エスピー ロー	567- 0046	大阪府茨木市南春日丘7丁目5番8号	小児がん経験者の生きがいのための園芸療法を 主テーマとした全国大会開催事業	2,980,000
社会福祉法人 和泉つくし福祉会	594- 0032	大阪府和泉市池田下町1397番地1「 さらの郷」内	利用者の日中活動の充実を図るためのさをり織 り機の増備事業	253,000
社会福祉法人 なにわの里	583- 0857	大阪府羽曳野市誉田1772番地1	ライフサポートなにわ別館の安全性向上のため のスプリングラー設置事業	5,000,000
特定非営利活動法人 兵庫盲ろう 者友の会	650- 0025	兵庫県神戸市中央区相生町2丁目2 番8号 新神戸ビル東館44	盲ろう者向け通訳・介助員養成講座テキスト作 成事業	3,700,000
特定非営利活動法人 女性と子 ども支援センターウィメンズ ネット・こうべ	650- 0022	兵庫県神戸市中央区元町通6-7-9 秋毎ビル1F	DV被害女性と子どもたちの生活再建を支援す るための居場所運営事業	2,380,000
社会福祉法人 清章福祉会	671- 0205	兵庫県姫路市飾東町清住555番地	清住園デイサービスセンターの送迎用車輛の増 備事業	1,916,000
特定非営利活動法人 支援の会ひ まわり	663- 8215	兵庫県西宮市今津水波町1-7 ドミ トリー高木1F	透析患者の通院支援のレベルUPをはかり安全 を確保する見守り事業	3,000,000
公益財団法人 どうぶつ基金	659- 0004	兵庫県芦屋市奥池南町71-7	さくらねこ無料不妊去勢手術事業	5,000,000
社会福祉法人 いたみトライア ングルの会	664- 0016	兵庫県伊丹市昆陽北1-2-6	多品種万能型「ラベラー」の新規購入事業	2,000,000
社会福祉法人 日野の郷	677- 0002	兵庫県西脇市前島町260-1	通所介護事業の送迎及び、特別養護老人ホーム 入居者様の受診、外出等の送迎用の更改造業	900,000
特定非営利活動法人 虹の会工房	679- 0303	兵庫県西脇市黒田庄町前坂2140番 地	特別支援学校から当事業所へ通所送迎、生活介 護支援利用者の外出用車両の増備事業	1,000,000
社会福祉法人 但馬福祉園	667- 0032	兵庫県養父市八鹿町小山宇西家ノ 上307番地の1	特別養護老人ホーム妙見荘の通院・短期入所並 びデイサービス送迎用車両の更改造業	800,000
社会福祉法人 養父市社会福祉協 議会	667- 0022	兵庫県養父市八鹿町下網場320番地	訪問入浴サービス事業所の訪問入浴車の更新事 業	2,200,000
社会福祉法人 香美町社会福祉協 議会	669- 6545	兵庫県美方郡香美町香住区森31-1	在宅要介護者の入浴を保障するための訪問入浴 車両の更改造業	1,900,000
社会福祉法人 つわの福祉会	699- 5605	島根県鹿足郡津和野町後田口126	利用者認知症予防等の職員研修に使用するプロ ジェクター等購入事業	197,000
社会福祉法人 金曜会	701- 1211	岡山県岡山市北区一宮339-6	就労継続支援B型事業所わくわくワークの農作 業・販売・移送用車両の整備事業	1,402,000
一般社団法人 日本看取り士会	701- 1154	岡山県岡山市北区田益582	市民の自宅幸せ死のための「日本の看取りを考 える」イベント事業	500,000

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 ドリーム・プラネット	709-0836	岡山県岡山市東区谷尻225番地	就労継続支援A型事業所ドリーム・プラネットのポット花生産数量UP(工賃UP)のための全自動播種機の導入(更改)事業	2,410,000
特定非営利活動法人 かもめ	706-0011	岡山県玉野市宇野1-30-11	特定非営利活動法人かもめの作業材料の搬入及び製品の納入の運搬車両の老朽化のための買い替え更改事業	930,000
社会福祉法人 手むすびルーム	714-0098	岡山県笠岡市十一番町13-9	就労継続支援B型の施設外就労の送迎用車両の更改事業	1,183,000
社会福祉法人 新見市社会福祉協議会	718-0011	岡山県新見市新見122-5 新見市総合福祉センター内	新見市社協神郷デイサービスセンター車いす送迎用車両の更改事業	1,192,000
社会福祉法人 神郷の園	719-3611	岡山県新見市神郷下神代1955番地	障害者支援施設神郷の園の生活活動等使用車両の更新事業	840,000
社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会	709-0821	岡山県赤磐市河本778-1	通所介護事業所の送迎車両老朽化のための更改事業	2,000,000
特定非営利活動法人 風の家	730-0843	広島県広島市中区舟入本町17-8	作業施設拡大による作業の安全性の向上と収容人数の増加のための改修事業	2,500,000
社会福祉法人 あさみなみ	731-0138	広島県広島市安佐南区祇園6-30-5	障害者の地域での暮らしの場づくりのためのグループホーム改修事業	5,000,000
社会福祉法人 広島岳心会	737-0161	広島県呉市郷原町2380番地の181	相談支援事業所の支援体制充実のための助手席リフトアップ仕様車両の新規配備事業	900,000
社会福祉法人 虹の会	729-0106	広島県福山市高西町4丁目3番69号	グループホームで生活をする重度障がい者等の安心安全を確保する為の避難用滑り台整備事業	2,650,000
社会福祉法人 虹福祉会	721-0907	広島県福山市春日町7-13-5 富士保育園	瀬戸保育所乳児用園庭及び園舎裏面等のコンクリート敷設工事事業	2,740,000
社会福祉法人 安芸高田市社会福祉協議会	739-1101	広島県安芸高田市甲田町高田原1490-1	権利擁護事業(成年後見)における訪問相談支援車両の新規整備事業	750,000
社会福祉法人 豊北福祉会	759-5511	山口県下関市豊北町大字滝部字東1042番地1	養護老人ホーム松涛園入居者のための外出支援及び松涛園デイサービス利用者のための送迎用車両の更改事業	300,000
特定非営利活動法人 ハローフレンズ	758-0061	山口県萩市大字山田4270-1	ハローフレンズ事業所移転先中古建物の耐久期間の延伸を図るための施設外壁改修事業	4,000,000
社会福祉法人 E. G. F	759-3204	山口県萩市大字下小川1000番地	障がい者労賃向上の為の農産物販売所設置事業	1,700,000
特定非営利活動法人 転倒予防を考える会	761-2403	香川県丸亀市綾歌町岡田西2001-19	家族介護者のためのインターネット講習と茶話会方式の交流会を併用した家族介護者支援事業	1,850,000
社会福祉法人 あゆみ学園	790-0047	愛媛県松山市余戸南6丁目6番9号	就労継続支援B型事業の農業生産を拡大するための農業用トラクターの新規導入事業	1,100,000
特定非営利活動法人 ぶうしすてむ	790-0821	愛媛県松山市木屋町3丁目12-7	障がい者とひきこもり者対象のパソコン講習会を通じた就労支援事業	1,500,000
社会福祉法人 龍門福祉会	799-1607	愛媛県今治市朝倉上甲803番地3	龍門保育園の園舎雨漏れのための防水塗装工事事業	5,000,000
特定非営利活動法人 サスケ工房	792-0014	愛媛県新居浜市西町1-30	障がい者就労継続支援の高度な図面を作成するための新規専用CADシステムの設置事業	4,500,000
特定非営利活動法人 高知いのちの電話協会	780-0850	高知県高知市丸ノ内2丁目4-1	相談員募集・相談員養成講座開催事業のための製版印刷機の更改事業	868,000
社会福祉法人 恵康会	800-0044	福岡県北九州市門司区上藤松3丁目2-1	ひかりの丘の通院・外出・送迎の効率性、利便性向上のための車両購入事業	2,332,000

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
社会福祉法人 共生の里	805-0050	福岡県北九州市八幡東区春の町4丁目3番2号	就労継続支援B型事業所夢活動センター八幡の送迎・外出・買い物支援用車両の増備事業	1,500,000
社会福祉法人 グリーンコープ	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号	認知症対応型共同生活介護の通院・外出の更改事業	1,157,000
公益財団法人 亀陽文庫	819-0012	福岡県福岡市西区能古522-2	能古博物館の社会的弱者向け送迎用車両の新規配備事業	740,000
社会福祉法人 風浪宮福祉会	831-0016	福岡県大川市大字酒見777-1	風浪宮保育園園舎の雨漏り対策の為の外壁改修事業	5,000,000
社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会	818-0013	福岡県筑紫野市岡田三丁目11-1	不登校に悩む保護者支援サポーター養成講座事業	400,000
特定非営利活動法人 宗像コスモス会	811-3431	福岡県宗像市田熊1丁目3番36号	就労継続支援B型作業所の利用者用トイレ施設の身体障害者対応のための改修事業	1,864,000
社会福祉法人 弥光会	827-0004	福岡県田川郡川崎町大字田原91番地9	こぼと保育園の屋上防水及び天井改修工事事業	5,000,000
社会福祉法人 佐賀ライトハウス	840-0815	佐賀県佐賀市天神一丁目4-16	就労継続支援B型事業所六星館の移送用車両の更改事業	3,000,000
特定非営利活動法人 ともしび	849-0936	佐賀県佐賀市鍋島町大字森田2075番地1	福祉施設（就労継続支援B型事業所）の生産活動のための車両の新規配備事業	1,000,000
特定非営利活動法人 ふれあい	849-2102	佐賀県杵島郡大町町大字福母3071番地41	就労継続支援B型施設ふれあいの新規事業開拓の為の発泡スチロール減容機の新規設置事業	3,000,000
特定非営利活動法人 ゆたたり	849-1603	佐賀県藤津郡太良町大字糸岐1430番地	宿泊サービスの質の向上及び障害児童の日中一時預かりのための居室拡張事業	4,000,000
社会福祉法人 宮共生会	859-3231	長崎県佐世保市瀬道町1197	共同生活援助事業所（グループホーム）増設のための改修事業	2,916,000
社会福祉法人 愛和会	859-5513	長崎県平戸市辻町178	施設入所者の外出、短期入所・通所介護の利用者送迎用車両の更改事業	1,000,000
社会福祉法人 新切福祉会	859-2203	長崎県南島原市有家町尾上2896番地2	送迎用車両の増備事業	1,800,000
社会福祉法人 光明童園	867-0021	熊本県水俣市平町1丁目3番3号	児童養護施設光明童園入所者が利用するための、送迎用車両の購入事業	700,000
社会福祉法人 きらきら	869-0222	熊本県玉名市岱明町野口字塚原666番	生活介護事業所利用者の送迎・活動用車両の新規配備事業	2,052,000
社会福祉法人 正栄会	869-3207	熊本県宇城市三角町三角浦字瀬戸1193番地2	頌和保育園の園児送迎の為の車両の更改事業	2,100,000
社会福祉法人 清香会	869-0523	熊本県宇城市松橋町竹崎1115番地1	障がい者就労継続支援のための軽食カフェ厨房設備機器の整備事業	470,000
社会福祉法人 敬信会	863-0001	熊本県天草市本渡町広瀬133番地6	大矢崎保育園の保育業務・園児の通院・公園等送迎車両の新規配備事業	608,000
社会福祉法人 菊陽会	869-1106	熊本県菊池郡菊陽町大字曲手811番地	障がい者支援施設 熊本菊陽学園地域交流ホーム本館及び別館の外壁塗装及び修繕事業	3,300,000
更生保護法人 豊州保護会	870-0816	大分県大分市田室町4番10号	高齢、障がいの刑余者、矯正施設を釈放となった者の出迎え、病院移送等に必要な車両の更改事業	1,000,000
社会福祉法人 立縫会	889-1111	宮崎県日向市美々津町4074番地	特別養護老人ホーム立縫の里の利用者送迎用の車両の整備事業	900,000

配分団体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 クリカ鹿 児島	891- 1107	鹿児島県鹿児島市有屋田町603番地 5	就労継続支援A型事業施設神之川温泉の従たる 事業所めいわ温泉の事故防止と工賃向上のため の改修事業	5,000,000
特定非営利活動法人 市民後見セ ンターかごしま	892- 0838	鹿児島県鹿児島市新屋敷町16番 公 社ビル316号	消費者被害が拡大傾向にある中で、判断能力の 乏しい高齢者・障害者を擁護する“パープルリ ボン運動”を県内に普及・啓発する事業	4,700,000
社会福祉法人 光栄福祉会	899- 2201	鹿児島県日置市東市来町湯田2231	湯田保育園の保育室の利便性向上のための改修 事業	438,000
特定非営利活動法人 J o y s テーション	899- 5106	鹿児島県霧島市隼人町内山田1-3- 37	要支援1&2の高齢者を支えるための地域支援 ネットワーク基盤づくりの為のモデル事業	4,500,000
特定非営利活動法人 人・自然の 南風	896- 0002	鹿児島県いちき串木野市春日町55 番地	廃校を利用した地域福祉推進の実施に伴う施設 改修事業	5,000,000
特定非営利活動法人 心音	891- 9111	鹿児島県大島郡泊町大字手々知 名568	離島地域における認知症高齢者・障害者支援事 業	5,000,000
特定非営利活動法人 エイブルサ ポートつばさ	900- 0023	沖縄県那覇市楚辺2丁目24番24号 ケイズコート201号室	障がい者の生活介護施設のトイレ、浴室施設の 老朽化と利便性向上のための改修事業	2,338,000
社会福祉法人 わしの里	907- 0023	沖縄県石垣市宇石垣463番地の3	大浜工房事業所の障害者用トイレ改修並びに洋 式トイレの壁・手摺りの利便性向上のための改 修工事事業	890,000

②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業(4団体 7,906,000円)

配分団体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 クラブネッ ツ	960- 0102	福島県福島市鎌田字町46番地の4	福島県飯館村の避難家族のための再会交流事業	500,000
特定非営利活動法人 レスキュー ストックヤード	461- 0001	愛知県名古屋市中区泉1-13-34 名 建協2階	災害時に被災者へ健康と安心の場を提供するた めの炊き出しツール開発事業	5,000,000
特定非営利活動法人 まちづくり ネット熊取	590- 0413	大阪府泉南郡熊取町桜ヶ丘2-13-1	「地域で人を育てるため、食で地域を結びつけ る」一流域治水を担う自主防災のしくみづくり 事業	1,906,000
特定非営利活動法人 つみっ庫く らぶ	675- 1367	兵庫県小野市敷地町1623-7	防災シェルター設置の「防災スクール」のネッ トワーク化事業	500,000

③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業(2団体 3,355,000円)

配分団体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 H A I C S 研究会	101- 0064	東京都千代田区猿楽町2-7-3 川崎 パークビル7階	在宅医療における感染予防を普及するための、 訪問看護師を対象とした演習中心の講習会の開 催事業	1,500,000
特定非営利活動法人 シェア 国 際保健協力市民の会	110- 0015	東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ピ ル5階	外国人コミュニティにおける結核等感染症の予 防啓発促進とボランティアの啓発スキル向上事 業	1,855,000

④交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業(1団体 280,000円)

配分団体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 バイシクル エコロジー ジャパン	178- 0065	東京都練馬区西大泉3-26-6	自転車利用者の安全走行のための講習事業	280,000

⑤文化財の保護を行う事業(2団体 4,728,000円)

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 町なみ屋なみ研究所	669-2114	兵庫県篠山市油井668番地	国登録文化財 慧日寺方丈茅葺工事と茅葺技術研修事業	3,500,000
公益財団法人 淡路人形協会	656-0475	兵庫県南あわじ市市三條880番地	淡路人形浄瑠璃の魅力を子どもたちに十分体感してもらうための照明・音響機器の購入事業	1,228,000

⑥青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業(36団体 48,120,000円)

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 子育て支援グループ ひまわりのお家	310-0852	茨城県水戸市笠原町1396-3	児童発達支援事業の充実のためのトイレ増設・それに伴う渡り廊下の修繕事業	3,700,000
特定非営利活動法人 茨城NPOセンター・コモンズ	310-0022	茨城県水戸市梅香二丁目1番39号 茨城県労働福祉会館2階	外国とつながる子どもの学習支援を茨城県域に広げるための連携促進事業	5,000,000
特定非営利活動法人 次世代教育センター	302-0038	茨城県取手市下高井1271番地	自然観察体験プロジェクト事業	168,000
特定非営利活動法人 マナーズ	305-0065	茨城県つくば市南中妻377-46	ホーム入居者のために快適な目覚めと快いバスタイムの為の浴室改修事業	1,100,000
特定非営利活動法人 ふあいぶるクラブおがのむてっぽう	368-0111	埼玉県秩父郡小鹿野町飯田2844番地	子ども達の夢と生活力を高めるための「むてっぽう子ども教室」事業	500,000
特定非営利活動法人 ドットジェイビー	102-0083	東京都千代田区麹町2-6-10 麹町フラツツ2階	青少年の「考え発信・行動する力」の養成および社会参画促進のための「未来国会」「未来自治体」事業	5,000,000
特定非営利活動法人 ARUN Seed	104-0028	東京都中央区八重洲2-11-7 一新ビル8階	大学生・高校生のためのグローバルな社会課題の理解とその解決アプローチの教育活動事業	2,226,000
公益財団法人 全国高等学校定時制通信制教育振興会	105-0001	東京都港区虎ノ門2丁目9番8号 郵政福祉虎ノ門第二ビル3階	青少年の健全育成のための手記集「燦々の太陽を求めて」の発行及び配布事業	1,000,000
特定非営利活動法人 フリー・ザ・チルドレン・ジャパン	157-0062	東京都世田谷区南烏山6-6-5 3F	社会の問題に対してアクションを起こす青少年を育成するためのワークキャンプ事業	1,210,000
特定非営利活動法人 ピアサポートネットしづや	150-0013	東京都渋谷区恵比寿4-7-6 KTビル201	ひきこもり若年者の社会参加の機会拡充のための訪問型支援事業	3,500,000
公益財団法人 日本郵趣協会	171-0031	東京都豊島区目白1-4-23 切手の博物館4階	障がいのある児童生徒の自立や社会参加のための「特別支援教育」推進事業	500,000
特定非営利活動法人 原爆先生	180-0012	東京都武蔵野市緑町1-3-28-201	「ヒロシマ修学旅行前・原爆先生の特別授業」のためのコンテンツ開発・広報事業	1,800,000
特定非営利活動法人 市民共同学習プロジェクト子どもひろば	208-0002	東京都武蔵村山市神明2-38-18	不審者の犯罪被害から子どもを守るための安全講習事業	440,000
特定非営利活動法人 ふあみりーさぼーとのあ	247-0024	神奈川県横浜市栄区野七里一丁目37-10	障がいの有無にかかわらず、子ども一人ひとりの特性に応じた特別支援事業	475,000
公益財団法人 金沢子ども科学財団	920-0913	石川県金沢市西町三番丁16番地	児童生徒のハイレベルな算数・数学問題へのチャレンジを支援するオリンピック支援講座事業	400,000
特定非営利活動法人 命のバトン	918-8202	福井県福井市大東1丁目11番18号	小学生に、AEDを用いた心肺蘇生法と「命」の尊さを伝えるBLS授業の普及拡大事業	400,000
公益財団法人 丸岡文化財団	910-0298	福井県坂井市丸岡町霞町1-41-1	地域の青少年への伝統芸能教育事業	500,000
特定非営利活動法人 長野サマライズ・センター	399-0736	長野県塩尻市大門一番町3-4 大越ビル2F	大学や企業と連携した幼児教育から始める難聴児理解のための啓発事業	500,000

配分団体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 富士見町体育協会	399-0213	長野県諏訪郡富士見町乙事1000番地 富士見町海洋センター内	スポーツを通じて青少年の健全育成活動を図るための活動事業「幼児～少年を対象とする新規事業」	400,000
特定非営利活動法人 しずおか環境教育研究会	422-8002	静岡県静岡市駿河区谷田1170-2	幼児教育に携わるの方のための「自然あそび担い手創出」事業	500,000
特定非営利活動法人 子育て・子育て支援NPOたんぼぼ	457-0863	愛知県名古屋南区豊4-10-6 堀田サンハイツA-512	子育て問題を解決するための講座事業	300,000
特定非営利活動法人 犬山市民活動支援センターの会	484-0082	愛知県犬山市大字犬山字北古券甲98番地の1	東日本大震災避難者親子と犬山の子ども自然交流事業	650,000
特定非営利活動法人 あめんど	520-2133	滋賀県大津市野郷原2-3-7	不登校児、発達障がい児、及び貧困家庭の子どものための放課後学習支援事業	500,000
公益財団法人 青少年野外活動総合センター	610-0121	京都府城陽市寺田南中芝80	宿泊施設の利用者のための快適性向上のための修繕事業	1,170,000
特定非営利活動法人 人形浄瑠璃文楽座	542-0073	大阪府大阪市中央区日本橋1-5-6、北浦ビル1F	人形浄瑠璃文楽の技芸伝承、人材育成、愛好者拡大のための拠点施設整備事業	4,000,000
特定非営利活動法人 関西国際交流団体協議会	540-0026	大阪府大阪市中央区内本町1-4-12 pia NP02階	NPOによる若者人材育成事業	5,000,000
特定非営利活動法人 BBフューチャー	591-8034	大阪府堺市北区百舌鳥陵南町3丁165-1	子どもたちが短期的結果にとらわれず、のびのびと能力を伸ばすための野球指導現場環境整備事業	493,000
特定非営利活動法人 すいた環境学習協会	565-0873	大阪府吹田市藤白台4-17-1	児童たちが校庭で「二毛作」と「地産地消」を実体験する学習支援事業	500,000
特定非営利活動法人 女性と子どものエンパワメント関西	665-0056	兵庫県宝塚市中野町4-11	子どもの健全育成を支援する人材育成する事業	350,000
特定非営利活動法人 棚田LOVERS	679-2326	兵庫県神崎郡市川町谷915番地	青少年の人材育成のための棚田・地域再生事業～ジャンプ～	500,000
特定非営利活動法人 えひめ子どもチャレンジ支援機構	791-1136	愛媛県松山市上野町甲650番地 愛媛県生涯学習センター内	青少年の健全育成を支える地域教育の再構築事業	500,000
特定非営利活動法人 仁淀川お宝探偵団	781-2124	高知県吾川郡いの町八田1467	仁淀川国際水切り大会を開催する事で青少年の環境を考慮した健全育成のための活動事業	500,000
特定非営利活動法人 フリースペースふきのとう	857-0874	長崎県佐世保市京坪町8番1号	不登校やひきこもりの親や教師、県民のための交流と学びを深める事業	2,288,000
特定非営利活動法人 KAプロジェクト	869-3601	熊本県上天草市大矢野町登立14147-4	青少年の健全育成のための自然体験教室事業	500,000
一般社団法人 宮崎県助産師会	880-0053	宮崎県宮崎市神宮1丁目235番地	青少年のための生きる勇気・性知識普及のための性教育実施活動事業	500,000
特定非営利活動法人 ASA奄美スポーツアカデミー	894-1113	鹿児島県奄美市住用町見里1084-1 奄美体験交流館内	伝統文化である舟こぎを活用した青少年の健全育成事業	1,050,000

⑦健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業(3団体 3,000,000円)

配分団体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 日本カルチャーヨガ協会	359-1106	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘1-68-6	視覚障がい者の健康増進の為にチャレンジド・ヨガ事業	500,000
特定非営利活動法人 伊賀フューチャーズクラブ	518-0861	三重県伊賀市上野東町2957 ナカムラビル3F	中高年者の健康保持増進のためのノルディックウォーキング普及展開事業	500,000
特定非営利活動法人 エスピロッサ	522-0055	滋賀県彦根市野瀬町181-1 ゴルフプラザひこね内	エスピロッサ彦根SC活動時の選手送迎車両増備事業	2,000,000

⑧開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業(2団体 2,700,000円)

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 留学生職業能力開発センター	248-0004	神奈川県鎌倉市西御門1-20-16	留学生の職業能力を開発し、就職支援をおこなうためのセミナー・講座等を提供する事業	1,200,000
特定非営利活動法人 国際教育文化交流協会	657-0013	兵庫県神戸市灘区六甲台町12-21-301	「南海トラフ地震」を想定！留学生と創る防災マニュアル冊子制作事業	1,500,000

⑨地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業

(5団体 12,290,000円)

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 北海道エコビレッジ推進プロジェクト	064-0959	北海道札幌市中央区宮ヶ丘2丁目1-1-303	地球環境保全と持続可能な暮らしを学ぶための体験型セミナー事業	3,939,000
特定非営利活動法人 イカオ・アコ	470-3295	愛知県半田市青山3丁目2番地18号 アイルーム半田301号室	日比の若年層を対象とした 環境活動に取り組むグローバルな人材育成のためのESD事業	1,500,000
特定非営利活動法人 どんぐりモンゴリ	480-1151	愛知県長久手市久保山1925番地	子供たちができる東北復興活動「どんぐりで生き物を育む森づくり」へ苗木の育成事業	500,000
公益社団法人 京都モデルフォレスト協会	604-8424	京都府京都市中京区西ノ京樋ノ口町123 京都府林業会館3階	森の恵みを次世代につなぐ 京都の森づくりを通じた地球温暖化対策モデル事業	3,000,000
特定非営利活動法人 土佐の森・救援隊	781-2154	高知県高岡郡日高村岩目地字中山940-1 土佐の森・救援隊 日高事業所	自伐林業方式による日本の森づくり推進活動事業	3,351,000

(2) 東日本大震災の被災者救助・予防(復興)助成(27団体 78,209,000円)

東日本大震災による被災者の救助又はその予防(復興)を目的とする事業

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 サンガ岩手	020-0016	岩手県盛岡市名須川町3-12	岩手県大槌町の仮設住宅に入居する高齢者の為の生きがいつくり事業	3,000,000
生協法人 みやこ映画生活協同組合	027-0038	岩手県宮古市小山田2-2-1	被災者の心のケアのための上映機器購入事業	450,000
特定非営利活動法人 いわて連携復興センター	026-0021	岩手県釜石市只越町2-8-1	東日本大震災の経験を踏まえ、NPO・社会福祉協議会・行政等が平時からの連携や備えを意識づけるための啓蒙事業	3,360,000
一般社団法人 MMIX Lab	980-0021	宮城県仙台市青葉区中央2-10-1 勝山ビルディング6F	復興地の仮設住宅等の被災者どうしのコミュニケーション向上のためのアートによる復興支援事業	2,380,000
特定非営利活動法人 子どもの村東北	980-0021	宮城県仙台市青葉区中央2-7-30 角川ビル402	震災孤児等の家庭的環境を整え専門的支援を行うための「子どもの村東北」運営事業	3,018,000
特定非営利活動法人 冒険あそび場-せんだい・みやぎネットワーク	980-0803	宮城県仙台市青葉区国分町三丁目8番17号 日東ハイツ202号室	津波被害の大きかった地域の子どもの心のケアとコミュニティの再生～移動型遊び場事業～	2,700,000
特定非営利活動法人 みやぎ子ども養育支援の会	987-1103	宮城県石巻市北村字米倉75番地	被災地(石巻市とその周辺地域)の子育てを支援する事業	3,000,000
特定非営利活動法人 亘理いちごっこ	989-2351	宮城県亘理郡亘理町字南町東10-1	東日本大震災被災地域の住民のためのコミュニティ創出及び食を通じた生活見守り事業	5,000,000
特定非営利活動法人 秋田パドラーズ	010-0921	秋田県秋田市大町1丁目2-7	被災者自ら被災者(仮設住宅・地域住民)の心のケアを目的とした支援活動と交流事業	5,000,000
特定非営利活動法人 ピーンズふくしま	960-8066	福島県福島市矢剣町22-5	避難している子どもの学習・生活環境整備と地域コミュニティ再生のための復興支援事業	3,500,000
医療法人 白寿会	960-8165	福島県福島市吉倉字谷地52	被災高齢者の通院や送迎、関係機関等との連携のための福祉車両の新規配備事業	1,318,000

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 ピーターパ ンネットワーク	965- 0855	福島県会津若松市住吉町20番20号	障がい者のためのグループホーム拡大のための 改修事業	1,300,000
特定非営利活動法人 会津地域連 携センター	965- 0035	福島県会津若松市馬場町1-20-2F	会津に避難されている方への生活応援・交流・ コミュニティ再生事業	3,950,000
特定非営利活動法人 しんぐるま ざあず・ふぉーらむ・ 福島	963- 0111	福島県郡山市安積町荒井字方八丁 65-1 山口ビル	被災高齢者のための心理社会的支援事業	3,500,000
特定非営利活動法人 アイカラー 福島	963- 0724	福島県郡山市田村町上行合字北川 田26-3	幼児から小学校低学年を対象とした自然災害か ら身を守るための防災・減災教育事業	2,300,000
特定非営利活動法人 FUKUS HIMAいのちの水	963- 0107	福島県郡山市安積1丁目3番5号	福島県の放射能災害の中にある児童の安全安心 のために、児童の生活圏に密着した放射能測定 データ収集事業	2,400,000
特定非営利活動法人 まちづくり 喜多方	966- 0073	福島県喜多方市字中町2878	原発事故により会津広域に避難されている方々 の心温まるエピソードや想いを広める情報発信 事業	3,150,000
特定非営利活動法人 MMサポー トセンター	979- 2453	福島県南相馬市鹿島区小池字原畑 123	被災後避難した発達障害児のためのPTSDの 予防と心理安定をかねた作業療法による相談事 業	372,000
特定非営利活動法人 災害復興支 援ボランティアネット	979- 2124	福島県南相馬市小高区本町2丁目89	東日本大震災で被災（地震、津波、原発）した 南相馬市民の復興と帰還のための支援事業	5,000,000
学校法人 西那須野学園	329- 2754	栃木県那須塩原市西大和6番15号	災害時のための非常用電源整備事業	1,000,000
特定非営利活動法人 フォトサル ページの輪	272- 0035	千葉県市川市新田5-5-20-102	被災地の未返却写真のデジタル化を促進する事 業	3,500,000
特定非営利活動法人 たすけあ いの会ふれあいネットまつど	270- 0003	千葉県松戸市東平賀7番地の2	東日本大震災により千葉県内へ避難している方 たちへの生活相談・支援活動センター（相談支 援センター黄色いハンカチ）事業	5,000,000
特定非営利活動法人 支えあう2 1世紀の会	164- 0012	東京都中野区本町2丁目35-5	福島県小中学校等への訪問音楽活動による青少 年の心の育ち支援事業	2,200,000
特定非営利活動法人 山の自然学 クラブ	168- 0071	東京都杉並区高井戸西1-26-5	地産材・現地発生木の活用と地域間連携によ る、建築製作を通じた被災地支援事業	2,800,000
特定非営利活動法人 野外遊び喜 び総合研究所	183- 0035	東京都府中市四谷3-27-1 96-A	福島県の子どもが「生き抜く力」を養う復興支 援事業と古民家施設改修事業	4,200,000
一般社団法人 キャンナス東北	251- 0024	神奈川県藤沢市鶴沼橋一丁目2番地 4号 鶴沼ファーストビル101	牡鹿半島地区での心と身体の支援事業	2,811,000
特定非営利活動法人 菜の花プロ ジェクトネットワーク	521- 1311	滋賀県近江八幡市安土町下豊浦3番 地	福島県での「菜の花プロジェクト」による農地 再生と地域復興のためのボランティア事業	2,000,000

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

(1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。

(2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。

(3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

21,038,583円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用

8,135,291円

(3) 合計

29,173,874円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

**平成27年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に
付加された寄附金の配分団体等の認可について**

**平成27年3月27日
総務省**

第1 寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分について

1 配分対象事業

日本郵便株式会社は、寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金について、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「お年玉法」という。）第5条第2項により以下の事業を行う団体に対して寄附金を配分することが可能となっており、日本郵便株式会社は以下の10の事業について公募を行い、配分団体毎に配分すべき額を決定することとしている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①社会福祉の増進②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防④原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助⑤交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止⑥文化財の保護⑦青少年の健全な育成のための社会教育⑧健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興⑨開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護⑩地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。） |
|---|

2 総務大臣の認可

お年玉法第7条に基づき、日本郵便株式会社がとりまとめた寄附金を配分団体毎の配分すべき額を決定するに当たっては、総務大臣の認可を要することとなっており、平成27年用寄附金付年賀葉書等に付加された寄附金について、今回、認可申請を受けたところ。

3 審議会への諮問

お年玉法第11条に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっており、今回諮問を行っているもの。

第2 日本郵便株式会社の寄附金配分団体の公募

1 概要

日本郵便株式会社では、平成26年8月に寄附金配分団体の公募を開始。

(1) 配分対象事業

平成28年3月末日までに完了するもので、第1の1①～⑩のとおり。

(2) 助成分野

ア 活動・一般プログラム

イ 活動・チャレンジプログラム

ウ 施設改修

エ 機器購入

オ 車両購入

カ 東日本大震災の被災者救助・予防（復興）【特別枠】

(申請可能団体)

ア～オ：社会福祉法人、更生保護法人、特例社団法人、特例財団法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人（NPO法人）

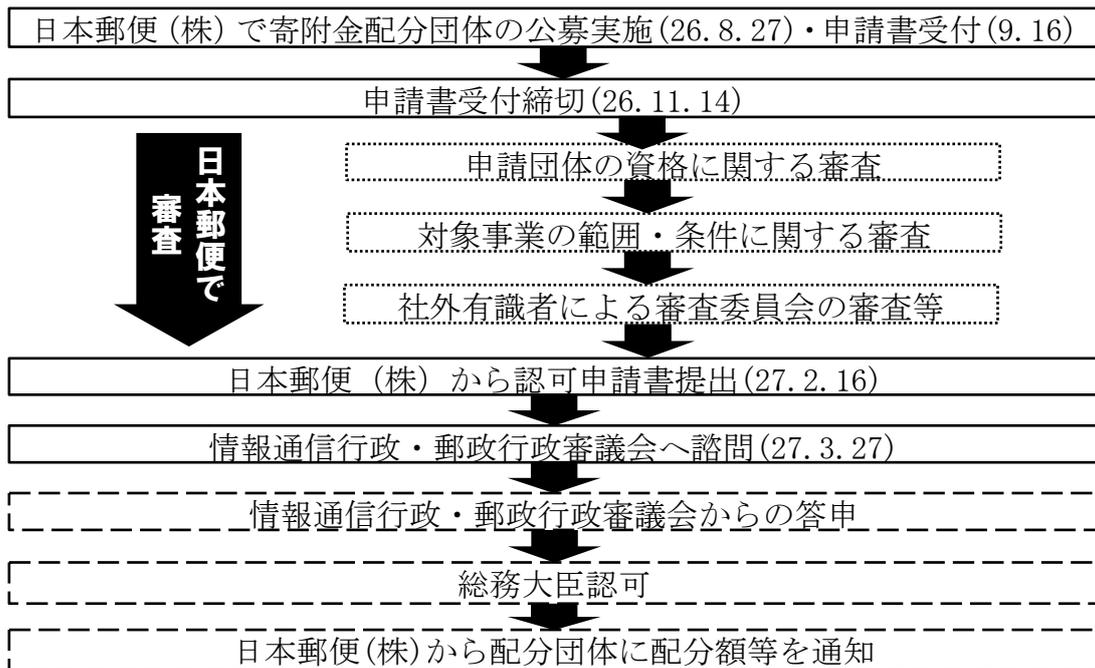
カ：営利を目的としない法人（上記団体に加え、生協法人、学校法人等）

(3) 連続年配分の制限

2年連続して同一団体（法人）は助成不可。

（前回、上記のイ又はカ分野で事業実施の場合並びに今回、カ分野で事業実施の場合を除く。）

2 寄附金配分までの流れ



第3 日本郵便株式会社からの申請

1 概要

平成27年の寄附金付年賀葉書・年賀切手で寄せられた寄附金の配分について、次の(1)～(3)の申請があったもの。

(1) 配分金・配分団体の決定(お年玉法第7条第4項)

ア 配分金

(ア) 寄せられた寄附金額

	販売枚数	寄附金額
寄附金付年賀葉書 (52円+寄附金5円)	1億0,153万枚	5億0,767万円
寄附金付年賀切手 (52円+寄附金3円)	1,054万枚	3,161万円
寄附金付年賀切手 (82円+寄附金3円)	103万枚	308万円
合計	1億1,310万枚	5億4,235万円

(イ) 配分原資と配分金

寄附金額①	5億4,235万円
前年からの繰越金②	5,174万円
配分費用③	2,917万円
配分原資(④=①+②-③)	5億6,491万円
配分金⑤	5億6,191万円
繰越金(④-⑤)	301万円

(万枚・万円未満は四捨五入)

イ 日本郵便株式会社が寄附金を配分しようとする団体数

284団体

(2) 配分団体が守らなければならない事項(お年玉法第7条第4項)

配分金の目的外利用禁止や他の資金と区別して経理すること等を定めているもの。

(3) 配分金の使途についての監査に関する事項(お年玉法第7条第4項)

配分団体の監査応諾義務や監査の実施方法等を定めているもの。

2 日本郵便株式会社における寄附金配分の考え方

(1) 審査方法

ア 適格性審査

- ①申請可能な法人格を有していること
- ②2年連続して配分を受けるものでないこと（前回、東日本大震災の被災者救助・予防(復興)又は活動・チャレンジプログラムによる事業実施の場合並びに今回、東日本大震災の被災者救助・予防(復興)による事業実施の場合は除く。）
- ③必要な添付書類が付されていること
等について審査を実施。

イ 配分審査

申請1件当たり2名の審査委員により審査・評価し、審査委員会に報告・審議。申請事業の内容評価のほか、より多くの団体に配分が可能になるよう、定量的条件を加味して優先順位をつける。

【申請事業に期待する項目】

- 先駆性の高い事業であること
- 社会的ニーズとその波及効果の高い事業であること
- 事業計画の明確性・実現性が高い事業であること
- 事業実施の緊急性の高い事業であること

【定量的条件】

- 寄附金申請額が少額
- 一定の自己負担がある。自己負担額割合が高い
- 団体の前年度決算における次期繰越剰余金がより少額

(2) 団体からの申請と採択状況

日本郵便宛の 団体からの申請		日本郵便の配分 (案)		採択率	
件数	金額(万円)	件数	金額(万円)	件数	金額
1,009 (870)	275,435 (231,378)	284 (297)	56,191 (60,402)	28.1% (34.1%)	20.4% (26.1%)

(括弧内は前年)

第4 審査結果

お年玉法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金から控除される次の費用が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金のとりまとめのため日本郵便株式会社（以下「会社」という。）において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の100分の1.5に相当する額を限度） （法第7条第2項）</p>	<p>適</p>	<p>会社は、寄附金の額から控除する費用の額のうち、寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄附金公募の周知費用（周知用チラシ及び新聞広告掲載料）等を計上しているところ、当該費用の額は、適切に積算されていることから、妥当なものと認められる。</p> <p>また、会社は、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、当該費用の額は、適切に積算されていると認められ、かつ、法第7条第2項に定める限度額を超えないものであることから、当該費用の額については、妥当なものと認められる。</p> <p>※今回の寄附金の配分に当たって会社が控除する費用（注：万円未満は四捨五入）</p> <p>ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用</p> <p>（ア）使途 寄附金公募の周知費用（周知用チラシ及び新聞広告掲載料）、業務委託費等</p> <p>（イ）金額 2,104万円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用</p> <p>（ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等</p> <p>（イ）金額</p>

審査基準	審査結果	理由
		814万円 ※法第7条第2項で定める上限 (寄附金額5億4,235万円の100分の1.5に相当する額:814万円)の範囲を超えていない。
寄附金が、社会福祉の増進を目的とする事業等の法第5条第2項各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てられていること。 (法第7条第3項)	適	配分団体の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請団体の資格及び法第5条第2項各号に掲げる事業を行う団体か否かについての内容審査を行った上で公募時に公表している審査基準にのっとり、社外有識者から構成される審査委員会で審議等を経て付された優先順位に従って決定している。 配分団体ごとの配分すべき額の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請額を基本として審査委員会が必要に応じて行う査定に基づいて決定していることから、審査の過程については、公正であると認められる。以上により、配分団体及び配分団体ごとの配分すべき額の決定は妥当なものと認められる。
配分に係る寄附金(以下「配分金」という。)の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (法第7条第4項)	適	配分団体が守らなければならない事項は、配分金の使途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等を定めており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、妥当なものと認められる。
配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項が定められていること。 (法第7条第4項)	適	監査に関する事項は、監査に応ずる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法を定めており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、妥当なものと認められる。

參考資料

1 日本郵便（株）の寄附金の事業別配分推移

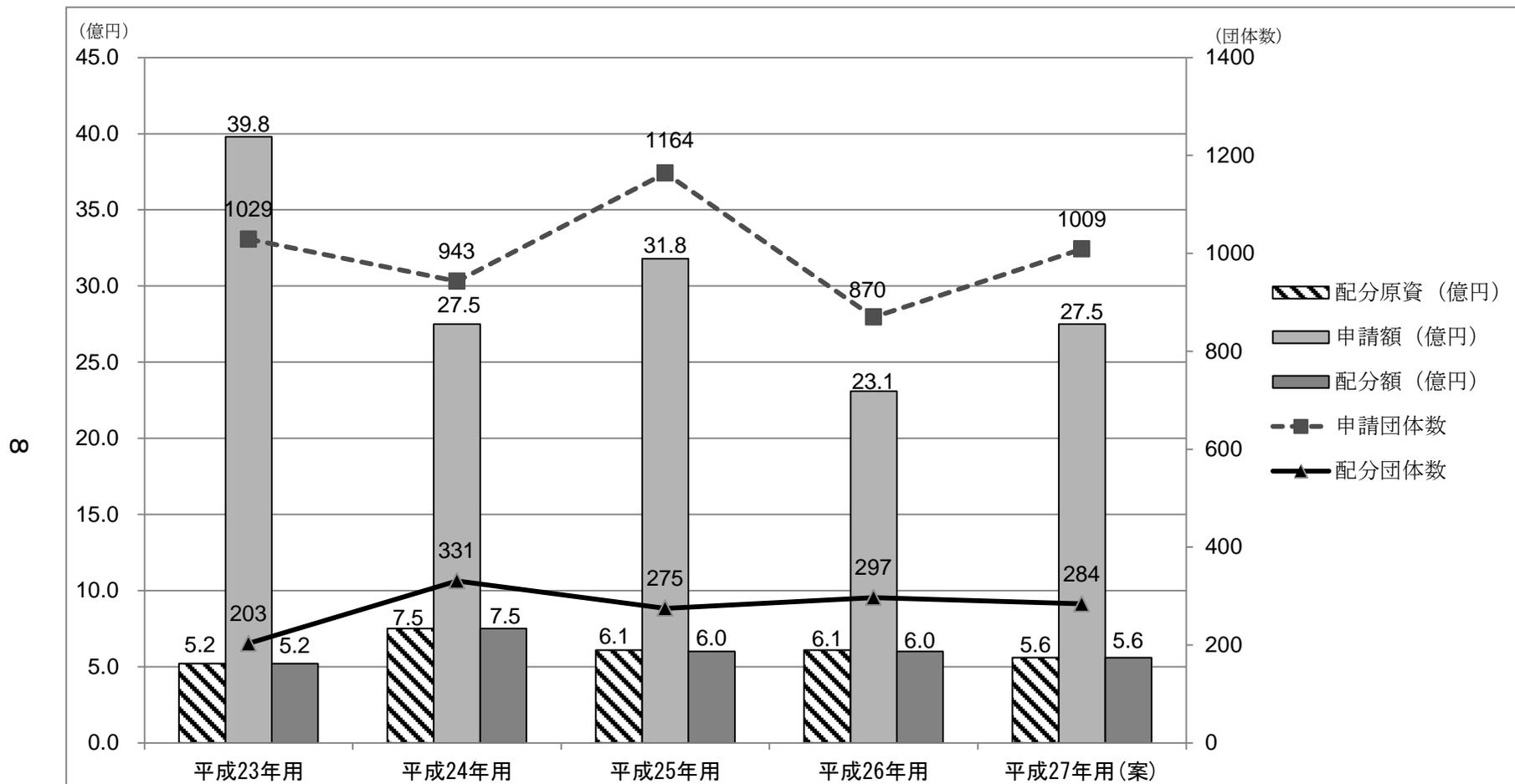
(金額：万円)

事業\項目	平成23年用		平成24年用		平成25年用		平成26年用		平成27年用(案)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1号事業（社会福祉増進）	142	29,038	226	43,132	180	34,951	215	39,618	202	40,132
2号事業（非常災害救助・予防）	8	10,184	39	14,991	30	10,735	26	10,136	31	8,612
（再掲）東日本大震災	7	10,084	33	13,087	29	10,686	24	9,659	27	7,821
3号事業（特殊疾病治療・予防）	0	0	4	1,300	3	550	0	0	2	336
4号事業（原爆治療・援助）	2	644	0	0	0	0	0	0	0	0
5号事業（交通事故・水難）	0	0	1	320	0	0	1	50	1	28
6号事業（文化財保護）	2	550	3	1,020	3	589	3	750	2	473
7号事業（青少年健全育成）	31	4,102	35	5,867	39	6,111	39	5,640	36	4,812
8号事業（健康保持増進）	0	0	1	255	1	11	1	50	3	300
9号事業（海外留学生援護）	0	0	0	0	2	840	0	0	2	270
10号事業（地球環境保全）	18	7,051	22	7,809	17	6,225	12	4,158	5	1,229
計	203	51,568	331	74,694	275	60,011	297	60,402	284	56,191

【参考】東日本大震災の被災者の救助等を寄附目的とする特殊切手「東日本大震災寄附金付」（額面80円＋寄附金20円 販売期間：H23.6.21～9.30）及び郵便葉書「東日本大震災寄附金付かもめ～る」（額面50円＋寄附金5円 販売期間：H23.6.1～8.26）の寄附金配分状況

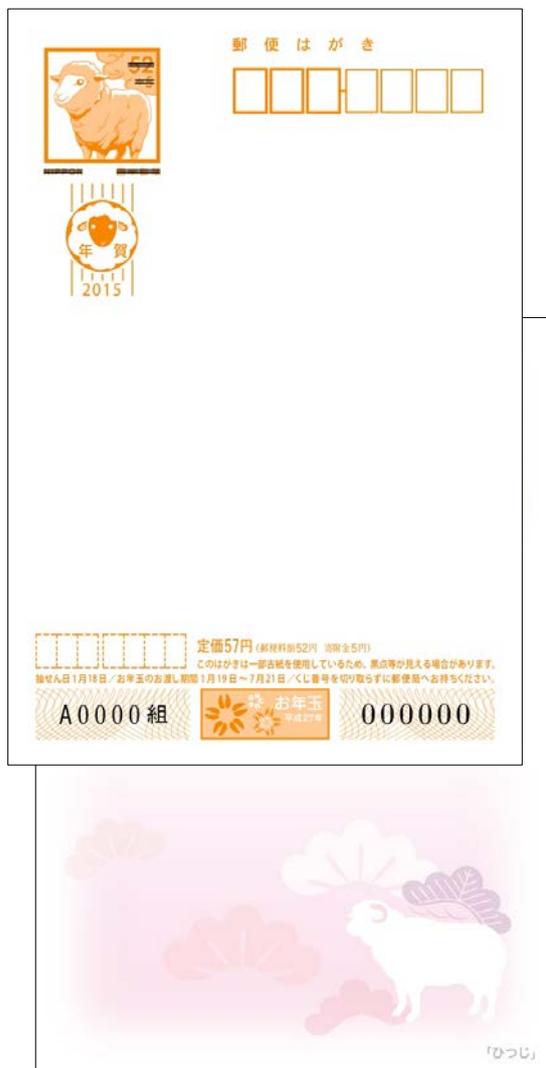
83団体（6県、77市町村）に総額8億9,297万円を配分

2 最近5年間の寄附金の配分原資・日本郵便（株）への申請・配分状況



※平成23年用年賀については、東日本大震災被災者支援のため緊急公募を行い、通常の申請に加えて45団体9.2億円の申請が寄せられたことから、申請額及び申請団体数が例年より多くなっている。

3 平成27年用寄附金付の年賀葉書と年賀切手



【全国版：寄附金付年賀葉書（52円+寄附金5円）】

- 意匠：ひつじ
- 原画作者：菊池 彰
- 販売地域等：全国及び切手SHOP
- 印面寸法（縦×横）：25.0mm×22.5mm



【寄附金付年賀切手（52円+寄附金3円）】

- 意匠：信州中野土人形のひつじ
- 原画作者：中丸 ひとみ
- 販売地域等：全国及び切手SHOP
- 印面寸法（縦×横）：48.0mm×22.5mm



【寄附金付年賀切手（82円+寄附金3円）】

- 意匠：岩井の木彫十二支のひつじ
- 原画作者：中丸 ひとみ
- 販売地域等：全国及び切手SHOP
- 印面寸法（縦×横）：48.0mm×22.5mm

4 関係法令条文

○お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）

第二条 会社は、前条の規定により発行するお年玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 発行の数
- 二 販売期間
- 三 くじ引の期日
- 四 前条第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数
- 五 前条第一項の金品の支払又は交付の期日及び手続

（寄附金付郵便葉書等の発行）

第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

- 一 社会福祉の増進を目的とする事業
- 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
- 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
- 六 文化財の保護を行う事業
- 七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- 八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
- 九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
- 十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

- 一 寄附目的
- 二 発行の数
- 三 販売期間
- 四 付加される寄附金の額

- 4 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。

(寄附の委託)

第六条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。

(寄附金の処理等)

第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

- 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。
- 3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。
- 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たつては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。
- 5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。

第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金付きの郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付きとして発行されるものに限る。）にその額が表示されている寄附金とみなす。

(寄附金の経理等)

第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。

2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。

第十条 会社は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間における寄附金に関する経理状況を公表するものとする。

(協議等)

第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十三条 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

○お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和33年政令第279号）

(寄附金の配分を受けようとする団体の公募)

第一条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。

(審議会等で政令で定めるもの)

第四条 法第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

報道関係者各位

2014年8月27日

日本郵便株式会社

2015（平成27）年度年賀寄附金配分団体の公募

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 高橋 亨）は、2015（平成27）年度年賀寄附金配分団体の公募を2014（平成26）年9月16日（火）から開始いたします。

寄附金付年賀葉書による年賀寄附金助成は、1949（昭和24）年に始まり、今年で66年目を迎え、この歴史を重ねる中で、日本固有の寄附文化に発展してきました。寄附金付年賀葉書は、戦後の社会経済の復興という時代背景の下で、国民の福祉の増進を図ることを目的として発行され、1949（昭和24）年にはお年玉付郵便葉書等に関する法律が制定されました。1991（平成3）年には寄附金付年賀切手も発行され、これまでに寄せられた寄附金による配分額の総額は約487億円に上ります。これまでに多くの寄附をお寄せいただいた皆さまの、心優しい温かいお力添えに心から感謝申し上げます。

お預かりしました寄附金は、総務大臣の認可を経て、法律で定められた10の事業を行う全国各地の多くの団体に配分され、地域及び社会の発展、環境保全に大きく貢献し、果たしてきた役割は非常に大きいと考えます。

また、2015（平成27）年度年賀寄附金の配分においても、2014（平成26）年度に引き続き、東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を支援するために、特別枠として「東日本大震災の被災者救助・予防（復興）」を設定しています。

皆さまからのより多くの申請をお待ちしております。

1 配分助成事業

(1) 配分対象団体

次のアに掲げる法人であって、イの事業を行う団体が対象となります。

ア 一般枠：社会福祉法人、更生保護法人、特例社団法人、特例財団法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）

特別枠：営利を目的としない法人

イ 「お年玉付郵便葉書等に関する法律」（昭和24年法律第224号）に定められた10の事業

(ア) 社会福祉の増進を目的とする事業

(イ) 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業

(ロ) がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業

(ハ) 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業

(ニ) 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業

(ホ) 文化財の保護を行う事業

(ヘ) 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業

(ニ) 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業

(ケ) 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業

(コ) 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

※ 特別枠の「東日本大震災の被災者救助・予防（復興）」については、上記（イ）の事業のうち、特に「東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を目的とする事業」を対象とします。

(2) 配分事業分野

配分事業は次の6つの分野とします。

ア 一般枠

- (ア) 活動・一般プログラム
- (イ) 活動・チャレンジプログラム
- (ウ) 施設改修
- (エ) 機器購入
- (オ) 車両購入

イ 特別枠

東日本大震災の被災者救助・予防（復興）

(3) 申請金額（上限）

申請金額の上限は、1件当たり500万円とし、活動・チャレンジプログラムについてのみ50万円とします。

2 配分申請の受付期間

2014（平成26）年9月16日（火）～同年11月14日（金）（当日消印有効）

3 配分申請要領・配分申請書

配分申請要領は、本日より、日本郵便株式会社Webサイト（<http://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/index.html>）に掲載します。

また、配分申請書は、年賀寄附金ホームページ（<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>）に掲載します（申請書は、配分事業分野ごとに6種類ありますので、いずれか1つを選択してください。）。

4 配分申請書類の送付先

100-8798 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号
日本郵便株式会社 総務・人事部 環境・社会貢献室 年賀寄附金事務局

（参考）

別添「2012（平成24）年度年賀寄附金配分事業の事例紹介」

以 上

【報道関係の方のお問い合わせ先】

日本郵便株式会社 経営企画部 広報室 報道担当
電話：（直 通）03-3504-9798

【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社 総務・人事部 環境・社会貢献室
電話：（直 通）03-3504-4401

平成 27 年度年賀寄附金 配分申請要領
— 社会貢献事業への助成金申請の公募 —

社会貢献事業に対する平成 27 年度年賀寄附金の配分団体を
次のとおり公募いたします。

申請受付期間：平成 26 年 9 月 16 日（火）～同年 11 月 14 日（金）

（※締切日が昨年度と異なりますので、ご注意ください。）

1. 年賀寄附金について

年賀寄附金配分事業は、「お年玉付郵便葉書等に関する法律」（昭和 24（1949）年法律第 224 号）に基づいて、日本郵便株式会社がこれを行っており、「寄附金付お年玉付郵便葉書」（以下「寄附金付年賀葉書」という。）及び「寄附金付お年玉付郵便切手」（以下「寄附金付年賀切手」という。）の寄附金を、法律に定められている 10 の事業のいずれかの事業を行う団体に配分します。

寄附金付年賀葉書は、国民の福祉の増進を図ることを目的として、昭和 24（1949）年 12 月から、寄附金付年賀切手は、平成 3（1991）年から発行しています。

2. 申請可能事業

申請可能事業は、お年玉付郵便葉書等に関する法律に規定された 10 の事業のいずれかに該当し、かつ、申請法人の定款又は寄附行為に基づいて行う事業とします。

また、日本国内で実施される事業を対象とし、海外で実施される事業は除きます。

なお、海外活動を行う団体が国内で行う啓発事業等は、国内で行われる事業として対象とします。

表 1 お年玉付郵便葉書等に関する法律第 5 条第 2 項に規定された 10 の事業

①社会福祉の増進を目的とする事業	⑥文化財の保護を行う事業
②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業	⑦青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業	⑧健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
④原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業	⑨開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
⑤交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業	⑩地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

3. 年賀寄附金配分事業の分野

年賀寄附金配分事業は、下表の助成分野に分けて行います。

表2 助成分野及び申請可能額

助成分野		配分申請可能額
一般枠	活動・一般プログラム 公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・イベント又は新規事業を支援	～500万円まで
	活動・チャレンジプログラム (*1) 公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・イベント又は新規事業を支援	～50万円まで
	施設改修 公益活動を行う団体の事業をより効率的・効果的に実施するために必要な施設の改修等を支援	～500万円まで
	機器購入 公益活動を行う団体の事業をより効率的・効果的に実施するために必要な車両以外の機器の購入を支援	
	車両購入 公益活動を行う団体の事業をより効率的・効果的に実施するために車両の購入を支援	
特別枠	東日本大震災の被災者救助・予防（復興） (*2) (活動・施設・機器・車両の区分はありません)	～500万円まで

(*1) 活動・チャレンジプログラムは、新規事業の企画、調査、試行を経て継続事業運営に入っていくステップを支援することにより、社会に先駆的事业が育ち、助成の裾野が広がることを企図しています。そのため、毎年度の申請と審査を条件として4年間継続して配分を受けることが可能となっています。4年間継続せずに単年度で完了することや、また、途中の年度から「活動・一般プログラム」としてより大きな事業を申請することも可能です（詳細は6(2)「連続年配分の制限」を参照してください。）。

(*2) 特別枠の東日本大震災の被災者救助・予防（復興）助成については、表1の②の事業のうち、特に東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を目的とする事業を対象とします。

(*3) カーボンオフセット活動を含む事業については、一般枠の活動・一般プログラムで申請してください。その場合、表1の10の事業のうち⑩の事業となります。

4. 申請可能団体

申請可能団体は、下表に掲げる法人であって、申請時直近の決算時において法人登記後1年以上が経過し、かつ、過去1年間を期間とする年度決算書が確定している法人とします。また、法令に定める事業報告書等の作成及び提出等、法令上法人として求められる義務を遵守している必要があります。

表3 申請可能団体

助成分野	申請可能団体
一般枠	社会福祉法人、更生保護法人、特例社団法人、特例財団法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人（NPO法人）
特別枠	営利を目的としない法人（具体的には、一般枠申請可能団体に加え、生協法人、学校法人等）

5. 対象となる経費

対象となる経費は、助成分野ごとに下表のとおりです。

表4 対象となる経費

助成分野	対象経費
一般枠	
活動・一般 活動・チャレ レンジ	<p>①活動経費は別冊「平成27年度 年賀寄附金配分事業 活動分野助成対象経費基準」（以下「経費基準」といいます。）の範囲内とします。</p> <p>②経費基準に記載された助成対象外経費は、事業総額、申請額、自己資金額のいずれにも計上しないでください。</p>
施設改修	<p>①建物と外構が助成対象です。建物については、壁、窓、床、天井、屋根等の修復、間取りの変更工事、水周り工事及び耐震工事が助成対象です。また、外構工事は門、塀、柵、植栽、物置等の設置若しくは修復工事又は工事の伴う水泳プール、ビオトープ、園庭に固定する大型遊具、ツリーハウス等に関わる工事が助成対象です。</p> <p>※建物、土地と一体とみなされるものの設備の設置は「施設改修」となります。単体で取り外しや移動が容易にできるものの設備（照明器具、固定しない遊具等）については、その設置工事を含めて「機器購入」で申請してください。</p> <p>②自ら所有する施設又は公的施設を助成対象とします。借用施設の改修については、原則として、借主と団体との間で、有償、無償を問わず、5年以上の長期貸与契約がなされており、かつ、平成27年4月1日時点において残存契約期間が3年以上であるものを対象とします。なお、文化財の補修等の場合は、その限りではありません。</p>
機器購入	<p>①機器本体費用及び設置工事費用が助成対象です。</p> <p>②配備後、自ら所有するものとし、リース及びレンタルによる配備や中古品の購入は助成対象外です。</p>
車両購入	<p>①購入する車両は1台のみとし、車両本体価格及びその消費税を助成対象とします。付属品及びオプション品の購入費用並びに税金及び登録諸費用は助成対象外です。見積書及び事業完了時の領収書は、車両本体価格及びその消費税とそれら以外が分かるものを提出していただきます。</p> <p>②配備後、自ら所有するものとし、リース及びレンタルによる配備や中古品の購入は助成対象外です。</p>
特別枠	
東日本大震災の被災者救助・予防（復興）	<p>①活動・施設・機器・車両の区分はありませんが、活動については、別冊の経費基準の範囲内としてください。</p> <p>②また、施設改修、機器購入、車両購入を含めて申請することができます。その場合、上記「施設改修」、「機器購入」、「車両購入」の対象経費を準用してください。</p>

6. その他の条件

(1) 事業期間

配分事業は寄附金を配分することを決定した日以降に実施し、平成28年3月末日までに経費の精算（支払）も含めて完了するものを対象とします。

(2) 連続年配分の制限

年賀寄附金配分助成は、広く多くの団体に助成金を活用していただきたいとの観点から、活動・チャレンジプログラム及び東日本大震災の被災者救助・予防（復興）を除いて2年連続して同一団体（法人）が助成を受けることはできません。前回助成を受けた分野により異なりますので、次表により確認してください。

表5 前回助成を受けた団体の今回申請可能な分野

前回（平成26年度）年賀寄附金助成を受けた分野		今回（平成27年度）申請可能な分野
一般枠	活動・一般プログラム、施設改修、機器購入、車両購入	特別枠（東日本大震災の被災者救助・予防（復興））
	活動・チャレンジプログラム（4年目）	特別枠（東日本大震災の被災者救助・予防（復興））
	活動・チャレンジプログラム（3年目まで）	活動・チャレンジプログラムの継続申請の他、他の一般枠（活動・一般プログラム、施設改修、機器購入、車両購入）及び特別枠（東日本大震災の被災者救助・予防（復興））
特別枠	東日本大震災の被災者救助・予防（復興）	一般枠全て（活動・一般プログラム、活動・チャレンジプログラム、施設改修、機器購入、車両購入）及び特別枠（東日本大震災の被災者救助・予防（復興））

(3) 反社会的勢力の排除

ア 申請団体は、自己若しくは自己の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の職員をいう。以下同じ。）又は自己の委託先（委託が数次にわたるときは、その全てを含む。下記イ及びウにおいて同じ。）若しくはその役員等が次の各項目のいずれにも該当しないことを申請書の該当箇所にて表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

- (ア) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。
- (イ) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (ウ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (エ) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
- (オ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (カ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

【前記(ア)における用語の定義】

- ① 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- ② 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- ③ 暴力団準構成員 暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。
- ④ 暴力団関係企業 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
- ⑤ 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうし

て、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

⑦ 特殊知能暴力集団等 前記①から⑥までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。

イ 申請団体は、自己若しくは自己の役員等又は自己の委託先若しくはその役員等が、自ら又は第三者を利用して、次の各項目の一にでも該当する行為を行わないことを申請書の該当箇所にて確約していただきます。

(ア) 暴力的な要求行為

(イ) 法的な責任を超えた要求行為

(ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(エ) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて日本郵便株式会社の信用を毀損し、又は日本郵便株式会社の業務を妨害する行為

(オ) その他前各項目に準ずる行為

ウ 日本郵便株式会社は、申請団体若しくは申請団体の役員又は申請団体の委託先若しくはその役員等が、前記アの各項目のいずれかに該当し、若しくは前記イの各項目のいずれかに該当する行為をし、又は前記アによる表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、採択を取り消すこと又は配分金の返還を求めることがありますので、あらかじめご了承願います。

(4) その他

ア 年賀寄附金助成事業に他の助成団体等の補助金・助成金を加えて実施することはできません。年賀寄附金助成へ申請した事業と同一の事業を他の助成団体に並行して申請することは可能ですが、他の補助金・助成金の配分が決定された場合には、年賀助成金配分辞退の有無を含め事務局へ速やかにご連絡をお願いいたします。

イ 助成事業は団体が自ら実施する必要があるあり、助成金を他へ再配分する事業は助成対象外です。団体の責任において助成事業の一部を外部に委託することは可能です。

ウ 自己負担金は、団体自らが確実に準備できる額としてください。申請時の自己負担金が準備できない等の場合、辞退していただくこともあります。

エ 申請は1法人1申請とします（1施設1申請ではありません。）。

オ 整備する浴槽、配備する車両等が施設の入居者・利用者へのサービス提供に直接利用されるなど、寄附金配分対象となっている10の事業（表1参照）の実施に直接つながる内容としてください。

カ その他、ご不明の点については「14. お問い合わせ」を参照していただき、お問い合わせください。

7. 申請方法

(1) 配分申請書について

年賀寄附金配分申請書の各種様式は年賀寄附金ホームページ等からダウンロードできます。

・年賀寄附金ホームページ (<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>)

- ・郵便CSRブログ (<http://blog.post.japanpost.jp/csr/>)

次の6種類の申請書がありますので、いずれか1つを選択してください。



(2) 配分申請書の記載要領

- ア 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク（印刷、ボールペン又は万年筆）の使用をお願いいたします。鉛筆や消せるボールペン（インク）は使用しないでください。
- イ 配分申請書は、審査資料としてそのまま複写しますので、糊付けやホチキス留めはしないでください。配分申請書用紙に切り貼りをした場合は複写したものを提出してください。印刷又は複写は片面刷りとし、両面刷りにしないでください。
- ウ 配分申請書は所定の様式を使用してください。配分申請書のフォーマットを変更したり、ページ数を増やしたりすることはしないでください。
- エ 審査は配分申請書により行いますので、配分申請要領、配分申請書の注意書きに従い、的確かつ簡潔に記載してください。添付資料がある場合は添付資料参照とはせずに必要な事柄は必ず配分申請書に記載してください。

(3) 申請時に提出する書類（各項目の【必須】は必ず提出していただく書類です。）

- ア 年賀寄附金配分申請書【必須】
- イ 配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事等の意見書（原本）(*4)【必須】
(*4)意見書の入手には時間を要します。10月24日頃までを目安に所管部門に意見書の交付申請をしてください。
- ウ 申請する団体の定款又は寄附行為（写し）(*5)【必須】
- エ 平成25年度申請団体収支決算書（写し）(*5)(*6)【必須】
- オ 平成26年度申請団体収支予算書（写し）(*6)【必須】
(*5)ウ、エについては、NPO法人の場合は、内閣府NPO法人ポータルサイト (<https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html>) に法人掲載資料として掲載されていること、また、NPO法人以外の団体の場合は、自団体のホームページ等に掲載されていることが望まれます。
(*6)エ、オについては、NPO法人の場合はNPO法人会計基準に、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人の場合は公益法人会計基準に、また、社会福祉法人の場合は社会福祉法人会計基準に準拠していることが望まれます。
- カ 必要な見積書（写し）（複数の業者の見積書を添付してください）【必須】
- キ 郵便葉書【必須】
申請書類を受領した旨を事務局より通知いたしますので、配分申請書P.1「実施責任者」の連絡先（住所）・氏名を宛名面に記載してください。
- ク 申請団体を紹介したパンフレット等（作成している場合）
- ケ その他必要な補助資料（審査で必要な内容は必ず申請書に記載してください。）

（以下の資料は、該当する申請のみ必ず提出していただく資料です。）

- コ 改修施設の図面及び改修箇所の写真等、施設改修を行う内容が具体的に分かる資料
写真を添付する場合、写真の裏に団体名を記入しA4用紙に張り付けて提出してください（A4用紙への直接印刷・コピーも可。）。A4用紙に複数枚の写真を貼付又は印刷していただいてもかまいません。写真を貼付又は印刷したA4用紙は2枚（2ペ

ージ) までとします。

サ 改修する施設が借用施設であるときは当該施設の貸与契約書（写し）

シ 文化財の保護事業の申請の場合は助成対象物が文化財指定を受けていることが分かる登録証明書等（写し）

(4) よく利用する郵便局

配分申請書 P.3 において、よく利用する郵便局の記入欄にご記入の郵便局から連絡等を行うことがありますので、ご了承ください。

(5) 提出先及び提出方法

申請書類は下記の提出先宛て、必ず受付期間内に郵送してください。

配分申請書は折らないで、そのまま入る封筒を使用し、特定記録郵便又は簡易書留郵便にてお送りください。

なお、申請に必要な書類が全てそろっていることを必ず確認の上、提出してください。

特に「意見書」は必須ですので、入手のための余裕期間（おおむね2週間以上）を考慮してご準備ください。

（申請書類の提出先）

郵便番号 100-8798

東京都千代田区霞が関1丁目3-2

日本郵便株式会社 総務・人事部 環境・社会貢献室 年賀寄附金事務局

（※封筒表面に「申請書在中」と朱書きで表示してください。）

受付期間は平成26年9月16日（火）から、平成26年11月14日（金）（当日消印有効）までです。 消印（差出し）が平成26年11月15日（土）以降の応募については、理由にかかわらず受理いたしません。
--

8. 申請事業に期待する項目及び優先度合い（審査のポイント）

(1) 申請事業に期待する項目

ア 先駆性（先駆性が高く発展性のある事業）

従来から行われている事業をそのまま実施するのではなく、従来の考え方にとられない新たな取組又は事業プロセスの新たな改善等を行う事業であり、他の団体でも今後実施される等の発展性のあるもの。

イ 社会性（社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業）

大きな社会的課題となっているもの又は必要とされながら従来行われていなかったもの等の社会的要請・ニーズを充足する事業であり、その事業が実施されることにより、他でも同様の事業が実施されやすくなる等の波及効果が高いもの。事業を実施する者の事業の効率性や安全性が向上するものも含む。

ウ 実現性（事業計画が明確化され、実現性が高く継続・発展が見込める事業）

事業は具体的に計画され、1年間の事業内容として団体の事業規模・収支規模に対して適切であり、事業実施のための人員配置・自己負担金・運転資金の調達が準備され、事業の成果目標が定量的・定性的に明確化され、今回の事業につながる過去の蓄積を持ち、実現性が高く継続・発展が見込めるもの。

エ 緊急性（緊急性の高い事業）

ここ1年間の事業年度内に実施する必要性が高いもの。

※ 施設改修や機器購入については、単なる老朽化による改修・購入よりも新規事業の実施及び事業の拡大等に伴う改修・購入並びに事故や天災などに伴う改修・購入の方が高く評価されます。

(2) 定量的条件の配慮

上記(1)の期待することに加えて、以下の定量的条件が優先順位に加味されます。

ア 寄附金申請額がより小さい方を優先（助成を必要とすることができるだけ多くの団体に配分するため）

イ 申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が大きい方を優先（事業の実施に向けて自己努力意識や準備の高い団体、自己負担割合が10%以上であることを期待します。）

ウ 団体の前年度決算における次期繰越剰余金のより小さい方を優先（財政状況が厳しく助成の必要性のより高い団体）

※ 審査に当たっては、上記(1)及び(2)について総合的に判定いたします。

9. 配分の決定と通知の時期

- (1) 寄附金配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可を受けて決定いたします。
- (2) 配分団体・配分額の決定は平成27年3月末を予定しています。
決定後、申請された団体には、採否結果を書面にてお知らせするとともに、配分団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額等を当社ホームページ等で公表いたします。
- (3) 採択に際して、申請額を査定し、配分金額が減額となることがあります。

10. 配分事業の実施

- (1) 配分決定の時期は申請時から半年ほど経過しており、状況の変化もあると考えられますので、配分決定した内容に基づき、事業計画を再確認していただきます。見積もりを再度取り、現状に即した「事業実施計画書」を作成し、提出していただき、これに基づき事業を実施していただくこととなります。
なお、申請内容に基づき、審査・決定をしていますので、原則としてその内容を変えることはできません。
- (2) 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において、事業費総額が減少した場合は、その差額分だけ配分決定金額から減額いたします。自己負担金額の減額はできません。減少した金額分の返納をいただくことがあります。また、事業費総額が逆に増加した場合であっても、配分額は増額になりませんので、増額分を自己負担していただくこととなります。これらにつきあらかじめご了承ください。
- (3) 寄附金は事業の終了月の月末に団体が指定した金融機関口座宛てに送金します。ただし、活動・一般プログラム、活動・チャレンジプログラム及び東日本大震災の被災者救助・予防（復興）については、事業開始月の月末に送金することも可能です。

11. 年賀寄附金配分事業の表示

寄附金配分を受けて実施した事業においては、購入物件のある場合はその物件へ、冊子・チラシを調製したときはその冊子・チラシへ、その他の場合は何らかの方法をもって年賀寄附金配分事業により実施した旨の表示をしていただきます（詳細につきましては配分決定後、実施計画書を作成していただく際にご説明いたします。）。

なお、寄附金配分を受けて実施した事業につき機関誌等へ掲載する場合も、「日本郵便株式会社から年賀寄附金配分を受けました」等の記述をお願いします。

12. 事業終了時

事業の終了時には「事業完了会計報告書」を作成していただき、事業の終了月の翌月末までに提出していただきます。

13. 監査及び評価

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されたか、事業のその後はどうなったのかなどを確認するため、法律により監査が義務付けられています。日本郵便株式会社社員が監査のためにお伺いし、実地で監査を行います。

また、事業の完了後、「事業成果報告・自己評価書」を提出していただき、評価委員会による評価を行います。その際、ヒアリング調査を行うことがあります。ご協力をお願いします。

なお、優れた成果を残された団体については、その事業を広くPRさせていただくことがありますので、予めご了承願います。

14. お問い合わせ

(1) 関係情報の掲載

年賀寄附金ホームページ等において関係情報を掲載していますので、ご参照ください。

- ・年賀寄附金ホームページ（<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>）
- ・郵便CSRブログ（<http://blog.post.japanpost.jp/csr/>）

(2) お問い合わせの多い質問と回答の掲載

お問い合わせの多い質問と回答を掲載していますので、お問い合わせいただく前にご参照ください。

- ・年賀寄附金Q & A（<http://blog.post.japanpost.jp/csr/2012/06/120620qa.html>）

(3) お問い合わせ及び申請相談

年賀寄附金ホームページに「お問い合わせ用フォーマット」を用意しております。必要事項を入力の上、ご照会ください。後日、メールにより回答いたします。

- ・年賀寄附金に関するお問い合わせ
（https://www.post.japanpost.jp/question/contact_us/csrmail.html）
- ・電話でのお問い合わせはお急ぎの場合のみ、次へご連絡ください。
年賀寄附金事務局 03-3504-4401（平日 10:00～12:00 及び 13:00～17:00）

15. その他ご注意

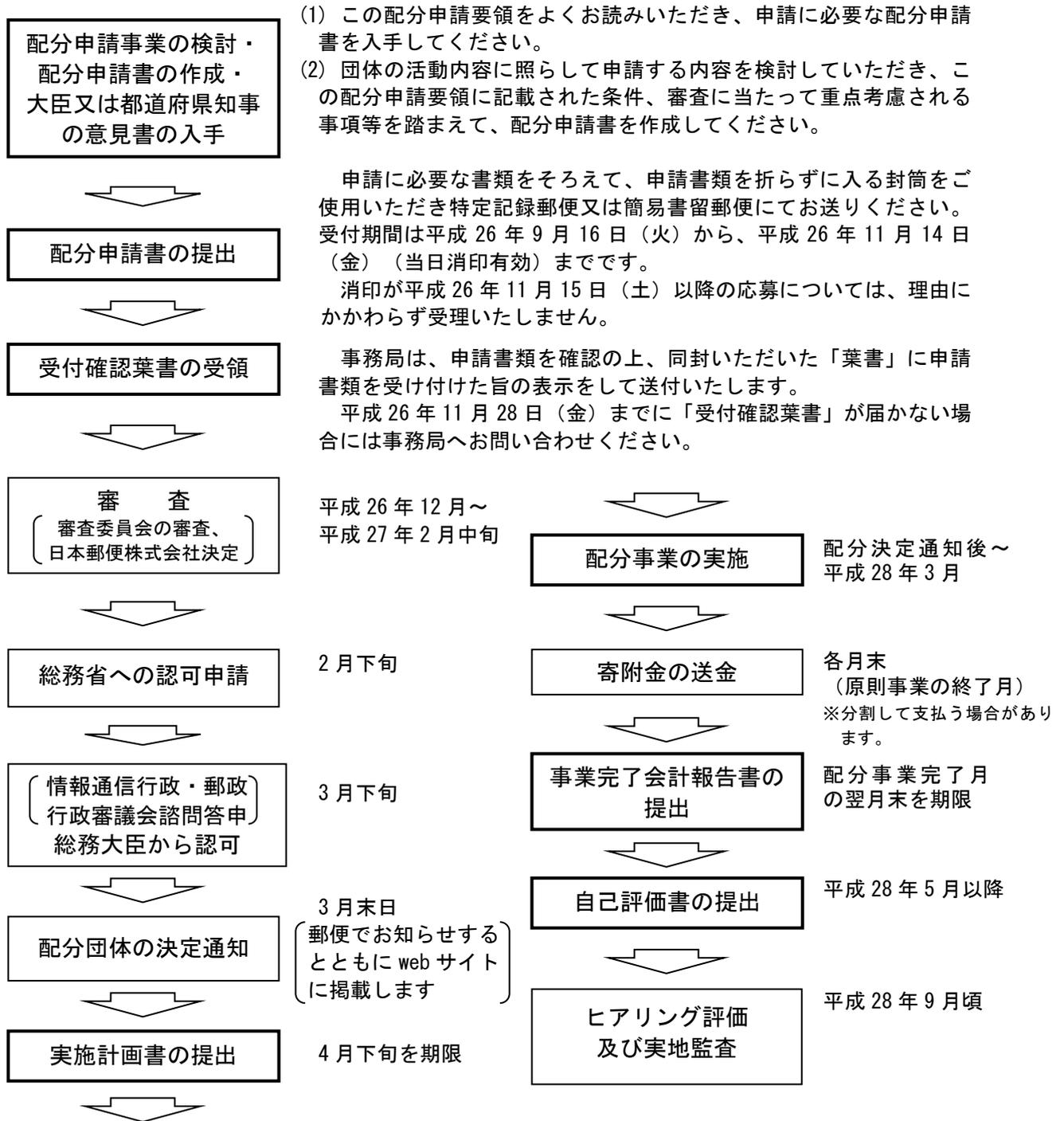
(1) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請書に記載されている実施責任者に連絡させていただく場合があります。

(2) 申請書類等は返却いたしませんので、写しを保管してください。

(3) 採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承願います。

以 上

配分事業の流れ（予定）



※ 太線（）で囲んである事柄は、団体で行っていただくものです。

平成 27 年度 年賀寄附金配分事業 活動分野助成対象経費基準

本資料は、年賀寄附金配分事業のうち、活動・一般プログラム、活動・チャレンジプログラム及び東日本大震災被災者救助・予防（復興）の各分野の活動の経費項目に関する基準等を定めたものです。

上記の3分野の申請を行おうとする団体の方は、下記各項の範囲内で事業内容を検討してください。

【重要事項】

- ・各項目に記載された助成対象経費以外の経費は、申請書の経費内訳に記載できません。
- ・活動・一般プログラム及び活動・チャレンジプログラムについては、活動を行う上での物品等の購入は差し支えありませんが、施設改修又は車両購入に該当するものを活動に含めることはできません。
- ・申請された経費は審査の段階で査定することがあります。
- ・領収書の額面が 20 万円以上になると想定される経費は複数見積もり、又は入札としていただきます。申請書へは複数見積もりを添付してください。
なお、これには謝金・旅費交通費・会議費・会場借料・賃金は除きます。また、公共的な料金は料金表を添付してください。
- ・団体維持のための経常的経費は対象外です。申請する事業に係る固有の経費のみが対象となります。配分決定後、団体の経常的経費であることが判明した場合は配分金を返還していただきますのでご注意ください。
- ・記載内容については事務局からお問い合わせ・査定等の連絡をすることがあります。

1 謝 金

- ・申請事業において構築された委員会への委員の出席、現地調査、講師のセミナー講演等、原稿執筆者の執筆等への謝金
- ・医師・看護師等専門職の臨時雇用
- ・その他謝金（翻訳・通訳等は「12 雑役務費」に計上してください。）
- ・申請団体の役職員へは謝金は支出できません。ただし、非常勤役員で特に専門性の高い役員への謝金を支払う必要がある時は理由書を添付してください。

2 旅費交通費

- ・講師・委員・事務局員等の会議開催場所・イベント開催場所への移動に要する実費経費、宿泊費実費
- ・駐車場料金、ガソリン代、有料道路料金、他の交通手段の無い場合又は他の交通手段の料金より安価な場合のレンタカー料・タクシー代等
- ・宿泊料金は高価（おおむね 1 万円を上限とします。）でないこと、また、宿泊の場合の食事代は対象外とします（食費込み宿泊費以外の選択肢がない等、食事代を分離できない場合を除きます。）。

3 会議費

- ・ 会議時の簡素な茶菓及び弁当程度の簡素な食事の購入に要する経費
- ・ アルコール類の提供や申請団体スタッフのみの打合せ会合等の経費は対象外です。

4 会場借料

- ・ 委員会・研修会・イベント等での会場借上料、音響設備使用料等
- ・ 申請団体が所有する、又は経常的に賃借する施設や事務所の使用料は対象外です。ただし、団体が有償で貸し出す、又は利用する施設であって、かつ料金表が外部に明示されているものは対象とすることができます。

5 借料損料

- ・ 物品の借り上げ経費（レンタル料・リース料等）及びこれに伴う運搬経費・設置調整費等

6 印刷製本費

- ・ チラシ・ポスター・報告書・封筒等の印刷経費
- ・ コピー代、用紙・インク等印刷に係る消耗品
- ・ レイアウト・デザイン等費用は印刷製本費
- ・ 折込広告等の広告作成費等は一括して「8 広告宣伝費」に計上してください。
- ・ 報告書等の原案作成・原稿執筆経費等は「13 委託費」に計上し、印刷経費を含む報告書作成経費等と記載してください。
- ・ 個人的執筆は「1 謝金」に計上してください。

7 通信運搬費

- ・ 助成事業に関する郵送料、電話料、サーバー使用料等、機材等運搬経費（貨物運搬用レンタカー代、駐車場料金、有料道路料金、実際の走行分のガソリン代等）
- ・ 助成事業以外の費用と混在しており、助成事業分のみが分離できないものは全体を対象外とします。

8 広告宣伝費

- ・ イベント等を行う際の周知のためのメディア掲載等の経費
（例）折込広告費、新聞・雑誌等への広告料等（そのための企画料・原稿作成料・印刷経費等含みます。）

9 消耗品費

- ・ 1 件 10 万円未満の機器・材料費
(例) 文具・用紙・記録媒体・封筒購入、10 万円未満のコンピュータソフト、資料用・講習会研修会用教材・書籍、調理実習用材料費等
- ・ 助成事業に使用が限定できない一般的事務用機材や事務用品等は対象外とします。ただし、特に必要とする場合は理由書を添付してください。

10 什器備品費

- ・ 1 件 10 万円を超える機器は什器備品費とします。
- ・ 助成事業に使用が限定できない什器備品、また、団体の経常活動に使用する一般的事務機材等は対象外とします。ただし、特にこのような機材を必要とする場合は理由書を添付してください。

11 賃金

- ・ 申請事業に実施に必要な臨時雇用者（パート、アルバイト）の賃金及び通勤費
- ・ 申請団体役職員であるが、その者が団体の定常業務を離れて、申請事業に従事する場合には、申請事業に従事する実勤務時間数に対して賃金を計上することができます。完了会計報告では、これらに関して次のことが記載された資料を併せて提出してください。
 - ① 支給対象者氏名
 - ② 時給額、総勤務時間数、支給総額
 - ③ 申請事業の業務に携わった日時と時間数及び業務内容（業務日誌等）
 - ④ 社会保険料等の団体負担分や通勤費等は、申請事業の勤務時間比率により按分することができます（その際は積算根拠を明らかにしてください）。なお、通勤費以外の交通費は「2 旅費交通費」に計上してください。
- ・ 時給額は時間当たり 1,000 円程度までとします。また、査定することがあります。

12 雑役務費

- ・ 通訳・翻訳・手話通訳・要約筆記・預かり保育・議事録作成・ピアノ調律等の専門的業務を専門家や専門機関等に依頼する経費
- ・ 雑役務費は査定することがあります。特に市場価格を超えると思われる場合は理由書を添付してください。

13 委託費

- ・ 事業の一部を外部に発注するもの。

(例) 調査・分析業務、報告書原案の作成、イベントに関する外部委託、コンピュータソフトやホームページ制作、文化財等修復委託費

ただし、申請事業の企画・立案・実行等の全てを外部発注することはできません。

14 その他

- ・ 上記1～13項に該当しない費用

(例) 振込手数料、収入印紙等租税公課、イベント参加者の保険料・入場料等

- ・ 活動・一般プログラムでカーボン・オフセット・クレジットの購入を含む場合のクレジットは、J-VER、国内クレジット及びJ-クレジットの3種類とします。その場合、適宜、次の項目を申請書の「活動事業費の内訳」に記載するとともに、クレジット提供事業者の発行する見積書を添付してください。

ークレジット提供事業者（事業者名、担当者名、連絡先電話番号等）

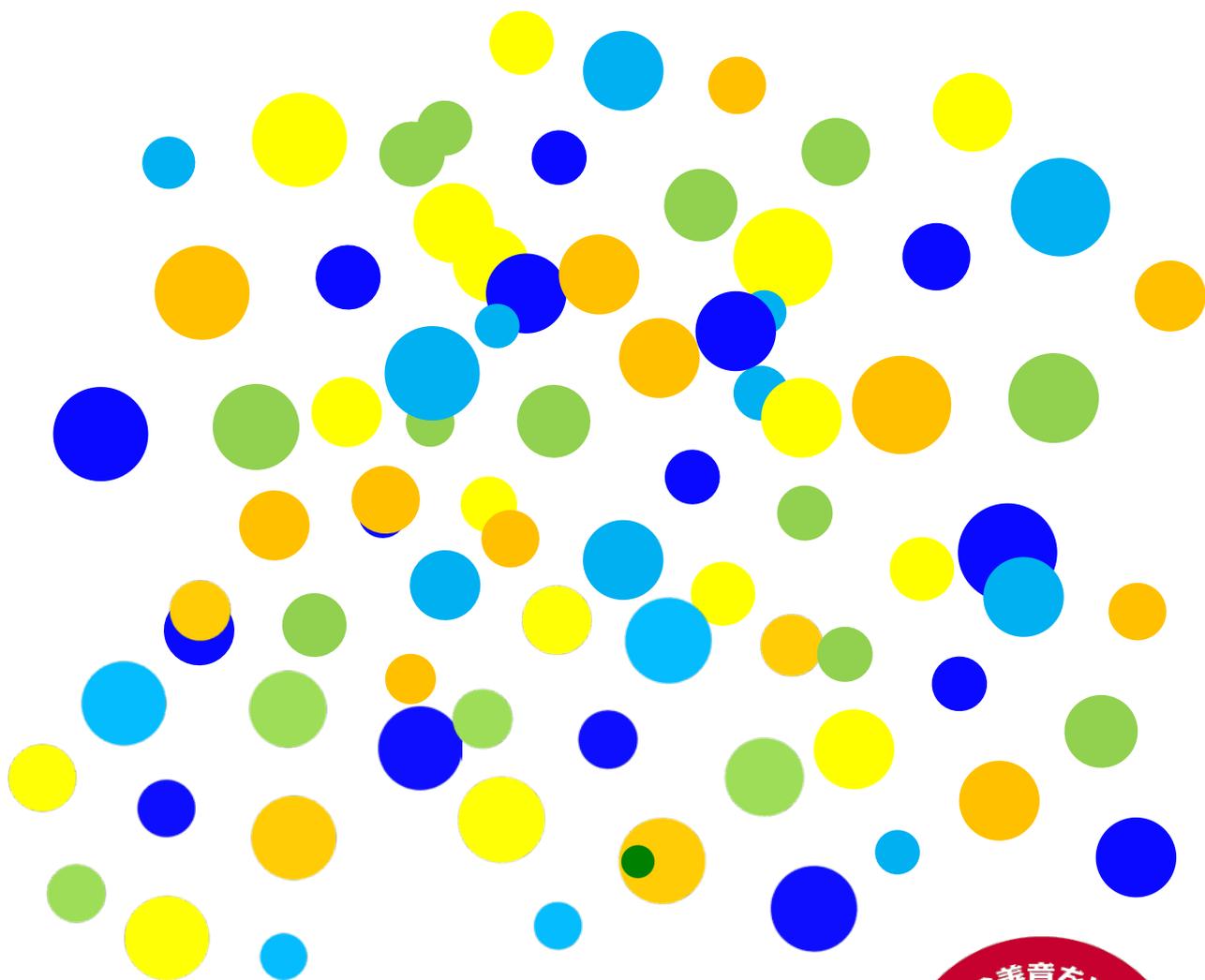
ークレジットについて

- ・ クレジット種別、プロジェクト名称、クレジット登録番号、無効化予定時期（年月）
- ・ 単価（円／tCO₂e）
- ・ 総量（tCO₂e）
- ・ 総額（円）

以 上

平成25年度年賀寄附金配分事業

活用事例



日本郵便株式会社



活用事例目次

1. 活動・一般

1-1	特定非営利活動法人 市民後見人養成・活動支援ネットワーク大分（大分県大分市）	1
1-2	公益財団法人 北海道環境財団（北海道札幌市）	2
1-3	特定非営利活動法人 子ども劇場岡山県センター（岡山県岡山市）	3
1-4	特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター（兵庫県神戸市）	4
1-5	公益財団法人 現代人形劇センター（神奈川県川崎市）	5
1-6	特定非営利活動法人 子どもシェルターモモ（岡山県岡山市）	6
1-7	特定非営利活動法人 難民支援協会（東京都新宿区）	7
1-8	特定非営利活動法人 土佐の森・救援隊（高知県高岡郡 日高村）	8
1-9	特定非営利活動法人 せき・まちづくり NPO ふうめらん（岐阜県関市）	9
1-10	特定非営利活動法人 ドットジェイピー（東京都千代田区）	10

2. 活動・チャレンジ

2-1	特定非営利活動法人 ちば市民活動・市民事業サポートクラブ（千葉県千葉市）	11
2-2	特定非営利活動法人 アビリティクラブたすけあい江戸川たすけあいワーカーズ もも（東京都江戸川区）	12
2-3	特定非営利活動法人 子どもと文化のネットワーク ぽっぽ・わーど（佐賀県 鳥 栖市）	13
2-4	特定非営利活動法人 沖縄県自立生活センター・イルカ（沖縄県 宜野湾市）	14
2-5	公益財団法人 水島地域環境再生財団（岡山県倉敷市）	15
2-6	特定非営利活動法人 すいた環境学習協会（大阪府 吹田市）	16

3. 施設改修

3-1	特定非営利活動法人 コーポラティブハウス木の実（富山県富山市）	17
3-2	社会福祉法人 新啓会（埼玉県北本市）	17
3-3	特定非営利活動法人 地域福祉サポート笛吹（山梨県 笛吹市）	18
3-4	特定非営利活動法人 親と教員の会こどものその（富山県高岡市）	18

4. 機器購入

4-1	社会福祉法人 トウムヌイ福祉会（沖縄県糸満市）	19
4-2	特定非営利活動法人 ALSしがネット（滋賀県大津市）	19
4-3	特定非営利活動法人 長浜みなみ会（滋賀県長浜市）	20
4-4	社会福祉法人 太陽の丘福祉会（宮城県仙台市）	20

5. 車両購入

5-1	特定非営利活動法人 ほほえみ（大阪府 吹田市）	21
5-2	社会福祉法人 塩谷福祉会（北海道小樽市）	21
5-3	社会福祉法人 朝日会（福岡県田川郡 福智町）	22
5-4	社会福祉法人 徳美会（北海道寿都郡 寿都町）	22

6. 東日本大震災の被災者救助・予防

6-1	特定非営利活動法人 たすけあいの会ふれあいネットまつど（千葉県松戸市）	23
6-2	特定非営利活動法人 山の自然学クラブ（東京都杉並区）	24
6-3	特定非営利活動法人 菜の花プロジェクトネットワーク（滋賀県 近江八幡市）	25
6-4	特定非営利活動法人 市民公益活動パートナーズ（福島県福島市）	26

1. 活動・一般プログラム

事例 1-1	特定非営利活動法人 市民後見人養成・活動支援ネットワーク大分(大分県大分市)
事業名	高齢者等の権利擁護を図るための成年後見制度の利用促進及び制度の普及・啓発活動事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	35 万円
<p>【事業内容】</p> <p>成年後見制度の普及・啓発のための地域講習会・勉強会、制度を学習し実地に役立つ後見人を育てる「市民後見人養成講座」及び会員の知識を高める会員講習会を開催し、成年後見制度の利用促進を図った。</p> <p><当該活動の背景></p> <p>平成 25 年の厚生労働省の推計では、平成 22 年の高齢者の認知症有病率は 439 万人とされる一方、成年後見制度利用者は平成 25 年末時点で約 17 万 7 千人にとどまっております（最高裁判所資料）、成年後見のニーズに応じられる能力のある市民後見人のより一層の育成が重要度を増してきている。</p> <p>① 成年後見制度の講習会、勉強会等の開催 公民館・町内会・サークル・職域などに働きかけ、計 7 回延べ 226 人の参加者に成年後見制度の利用促進、活用の啓発活動を行った。</p> <p>② 市民後見人養成講座の開催 6、7 月に 4 日間コースで延べ 160 人が参加し、各分野の専門家の講義や討論等を行い、成年後見制度やその周辺業務の関連知識を習得した。</p> <p>③ 養成講座フォローアップの開催 1 回開催し 34 人が参加、成年後見制度のより深い知識習得、ケーススタディなどにより実践教育や最近の制度の動向などの情報交換を行った。</p> <p><講座受講者のコメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後見制度のあるべき姿を求めて後見に関し問題点を深く掘り下げて、具体的な事例を挙げてくれ非常に参考になった。 ・後見制度は高齢者によく知られていない。もっと多くの人に知ってもらいたい。 ・各講師の話は具体的で、大変勉強になった。回を重ねるにつれ成年後見制度に対する理解が進んできた。 <p>【参考写真】</p>	
	

事例 1-2	公益財団法人 北海道環境財団(北海道札幌市)
事業名	カーボン・オフセットの周知・推進と連携した市民による自発的な節電・省エネ実践のためのスキーム構築事業
事業種別	地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業
配分額	498 万円

【事業内容】

民生家庭部門からの温室効果ガス排出量の削減及び東日本大震災後のひっ迫するエネルギー供給問題への対応のため、各家庭での節電の取り組みが求められており、家庭部門での二酸化炭素削減行動の実践及び拡大を図る取り組みとして、北見市において「ミントのまちの省エネプロジェクト」を立ち上げた。

① ミントのまちの省エネ・ポイントの導入

参加と共に一定額のポイント権利を付与し、プロジェクト期間中の電気・ガス・灯油の使用量に応じて減算されて、期間満了後に手元に残ったポイントを商品券と引き換えることができる「“減算型”の省エネ・ポイント」を導入し、50 世帯が参加、省エネ実践の動機付けを図った。また、北見市役所や市民環境団体「エコスクール」とも広報等で協力し、地域の実情を反映したプロジェクト構築に努めた。

② 省エネ サポート窓口の開催

7月に、各家庭のライフスタイル・居住環境等に応じた省エネ・アドバイスを実施する「省エネ サポート窓口」を開催して、①に参加した全 50 世帯が参加。また、環境省が勧める「うちエコ診断事業」とも連携し、20 世帯がうちエコ診断員による診断を受信。その結果、前年同月の比較が可能な電気使用量に着目すると、削減できた参加世帯は 32 世帯にのぼり、報告期間(5 か月間)中の削減量計は約 6ton-CO₂、前年比約 15%の削減を達成できた。

③ 津別町の J-VER によるカーボン・オフセットの実施

上記取組を行っても、なお排出される参加者各家庭からの温室効果ガスについて、隣町津別町の J-VER によるカーボン・オフセットを実施し、その意義・効果について、市広報への掲載や公開シンポジウムの開催を通して広く市民に周知した。

<公開シンポジウム講師のコメント>

- ・皆様から温かく講和を聞いて頂いたことも励みになり、カーボン・オフセットをとおした地域の取り組みや具体例も大変、興味深い情報でした。機会を頂いたことに、改めて感謝します。

【参考写真】



事例 1-3	特定非営利活動法人 子ども劇場岡山県センター(岡山県岡山市)
事業名	虐待防止のために親の心の安定をはかり親子の絆を深める連続ワークショップ事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	189 万円

【事業内容】

親子のふれあいの場の提供や連続したワークショップを行うことで、子どもたちの心豊かな成長・発達、同時に豊かな親子関係を築き、子育てを楽しむ親を増やすことを目的として、次の三つのワークショップを実施。

- ① 自己尊重ワークショップ（子育て中の親に向けたプログラム）
自分を好きになる、子育てがうれしくなるワークショップ。県内 7 か所で開催し、101 名が参加。
- ② スター・ペアレンティング（子育て中の親に向けたプログラム）
親と子どもとの良い関係を築くためのワークショップ。県内 7 か所で開催し、99 名が参加。
- ③ そうぞうりよくのたねワークショップ（3 歳以下の子どもとその親に向けたプログラム）
パフォーマンスの上演と積み木を体験する親子参加のワークショップ。県内 10 か所で開催し、171 組の親子と 33 名の親が参加。

上記①②の親に向けたワークショップを通じて親子の良い関係を作る機会が持てた。いずれのワークショップも岡山県内ではあまり実施されておらず、様々な角度からのワークショップを連続で開催することで、参加者の学びが深まった。

また、③のワークショップでは、親子で楽しい時間を共有することにより親子のコミュニケーション力が育まれ、親が子どもをより良く理解する機会とすることができた。

これらのワークショップについては、岡山県内各地の子育て支援団体の協力の下、実施したため、子育て支援の県内のネットワークが強化され、その存在や活動をより多くの子どもを持つ親に広めることができた。

<アンケート結果より>

アンケートでの参加満足度は、全プログラムで 100%が 351 人中 256 人（約 73%）、90%以上では 316 人（約 90%）となっており、効果の高さを裏付けるものとなった。

【参考写真】



事例 1-4	特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター(兵庫県神戸市)
事業名	外国人高齢者の文化・言語にも配慮した小規模多機能居宅介護施設の開設・運営事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	350 万円

【事業内容】

古くから外国人が多く住む兵庫県神戸市において、年々高齢化している外国人等住民の文化や言語に対応できる高齢者介護の需要が増えているものの、多くが十分な介護を受けられない状況であることを踏まえ、外国人等高齢者の文化・言語に配慮した小規模多機能居宅介護施設を開設し、運営する事業を実施した。

今回の事業では、事前調査（地域の外国人高齢者の実態調査、諸外国における外国人高齢者支援事情）を行い、どのような設備や提供サービスが必要か情報収集した上で、必要 什器・備品（電動ベッド等）を配備した介護施設を開設するとともに、同施設の運営を開始した。

同施設は、言語・文化が理解できるスタッフを配置することで、サポートが必要な外国人要介護高齢者と、日本人要介護高齢者が地域で共生できる小規模多機能居宅介護施設（デイサービスと訪問介護とショートステイを同じスタッフが運営する施設）となっている。

<開設後の運営状況>

2014 年 4 月現在、中国残留日本人帰国者とその家族等、全 12 名が開設した施設を利用しており、言語や文化の違い、また教育歴による識字状況も踏まえ、案内などの翻訳、通訳体制の整備等を行った。また、レクリエーションは毎日実施しており、中国将棋、ジェンガ、ベトナムビンゴ、中国語カラオケなどを導入するとともに、体操やボール投げなどで健康増進・認知症の予防も図っている。

- ・小規模多機能居宅介護提供 : 約 90 回/月

<利用者の意識の変化>

- ・あるベトナム人高齢者は、当初「日本政府に恩恵を受けている（難民として引き受けてもらったことや生活保護を受けていることなど）。だから、これ以上迷惑は掛けられない」と支援を受けることに消極的だったが、体操やレクリエーションが介護予防や認知症予防につながることを知り、積極的に参加してくれるようになった。

【参考写真】



事例 1-5	公益財団法人 現代人形劇センター(神奈川県川崎市)
事業名	難聴児のための防災教育と共生のための防災人形劇「稲むらの火」鑑賞事業
事業種別	青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
配分額	450 万円

【事業内容】

聴覚障がい者と聴者が共同で人形劇を行うデフ・パペットシアター・ひとみの作品「稲むらの火」の鑑賞を通して、子どもたちに防災意識を持たせると同時に、災害時に聴覚障がい者・難聴者が困ることとそれの解決策を学んでもらうための事業を実施。

当該事業は難聴学級のある公立の小学校や中学校で実施し、難聴児を含めた多くの子どもたちが人形劇を鑑賞した。当該事業で上演した人形劇では、防災とは何か、自分の身を守るために必要なことは何かを学ぶと同時に、聴覚障がい者や難聴者が災害時に困ることを説明しつつ、紙に絵や文字を書いて筆談して情報を共有する方法や、火事の場合に振動で知らせてくれる機器の紹介などを盛り込み、児童の聴覚障がい者・難聴者に対する理解を高めることができた。また、聴覚障がい者・難聴者の存在を知ってもらうこと、周囲の理解や協力があれば災害時にも必要な情報が得られることを理解することで、双方が歩み寄り、協力する意識を醸成できた。

児童らの感想などから、防災意識の重要性や聴者である児童による聴覚障がい者・難聴者への手助けが必要だということを理解してくれたことが分かった。

<参加者数等>

- ・難聴学級のある公立の小中学校にて開催： 延べ 23 校 3,123 人

<小学校先生の感想から>

- ・こんなに質の高い人形劇を全校の子ども達に見せていただき、本当にありがたい。前面に手話が出て、それを音声でガイドしてもらい理解するという体験をして、普段の学校生活の中でのクラスの難聴の子の気持ちが少し想像できたように思った。鑑賞の後、廊下に掲示していた指文字表の前に子ども達が集まり、さっそく手話の練習を始めていた。今回の鑑賞は子ども達の世界を広げる良い刺激になったと思う。

【参考写真】



事例 1-6	特定非営利活動法人 子どもシェルターモモ(岡山県岡山市)
事業名	施設退所後の 10 代後半の子どもたちのためのアフターケア事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	353 万円

【事業内容】

自立援助ホームや子どもシェルターを退所後の子どもたちに対して、学習支援、相談支援、生活支援、就労支援等を行ったほか、支援するボランティアの養成講座を開催し、継続支援に必要な人材を養成した。

具体的には、①就労や社会生活のステップアップを図るための学習支援（高卒認定や運転免許試験等の各種資格試験）、②人間関係、就職活動、行政手続き、金銭管理などの日常生活における相談と支援、③料理や音楽などの講習、季節ごとのイベント開催など、個人の生活を豊かにするための活動、④就労準備協力事業所の開拓、⑤急病時、災害時などの緊急時対応、など青少年の身になって必要と思われる取組みを行った。

また、ボランティア養成講座を全 9 回行い、延べ 56 名の参加者と、9 名のボランティア登録が得られた。

その結果、高卒認定試験 8～9 科目中、単科目取得者が 1 名、運転免許証取得者が 3 名となった。加えて、就労協力事業所として、就労継続支援 A 型事業所を運営する NPO 法人と連携する見通しが立ったほか、退所者が同様の問題を抱えている児童養護施設との接点もでき、今後は退所前からの関係づくり及び退所前教育に取り組んでいく。

<参加者のコメント>

(施設退所者)

- ・学校での授業とは違った考え方で、視野が広がり、苦手な科目が楽しくなった。
- ・家族のような存在でいてくれるので、心の支えになっている。自分の頑張りを認めてくれて一人じゃないんだ、と感じることができる。
- ・出産付添をしてもらえて、孤独ではないことを実感できた。産後、動けないときに買い物などもしてもらえありがたかった。

(ボランティア養成講座)

- ・ワークショップで学んだことを職場の同僚にも話し、実践することができた。

【参考写真】



事例 1-7	特定非営利活動法人 難民支援協会（東京都新宿区）
事業名	在日難民女性の地域生活を円滑にするための相談体制を確立する事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	160 万円

【事業内容】

在日難民女性への支援という視点でケースワークを行う、専門のケースワーカーを置き、単身及び家族のいる難民女性特有のニーズを把握することで、地域で彼女たちが孤立しないようにケースワークなどを通じて生活支援を実施した。

① 難民女性へのケースワーク

専任ケースワーカーが週 5 日実施し、事業期間内に延べ 160 名の難民女性にケースワークを提供。生活相談に加えて、妊娠・出産、子育て、避妊、婦人科系の病気などについて相談が寄せられ、必要な支援を行うことができた。

② 専門家を交えた相談会の実施

保育士、保健師、助産師を講師に招いて計 3 回実施し、親子合わせて 35 名が参加。適切な情報を提供するとともに、専門的な相談にも対応することができた。

③ 保育士によるトレーニングの実施及び難民の子どもの保育への協力獲得

保育士 2 名、保育専門家 2 名を確保し、トレーニングを 1 回実施した。スタッフ等計 10 名が参加することで、保育中の子どもにおもちゃを提供したり、けがをさせないように配慮したりするなど、子どもの視点・女性の視点を持った対応ができた。

④ 難民女性のためのパンフレット作成

言語の壁があり、情報にアクセスしづらい難民女性のため、英語で 100 部、日本語で 100 部パンフレットを作成し、相談に来た方々などに配布した。

<難民女性のコメント>

- ・母国では親戚みんなで子育てをするけど、私は日本でいま一人です。初めての子育てを慣れない土地で、一人するのは不安です。難民支援協会の育児相談会にも参加し、育児のイロハを勉強しています。日本語が読めない私にとって、難民支援協会が唯一の情報源です。

【参考写真】



事例 1-8	特定非営利活動法人 土佐の森・救援隊（高知県高岡郡 日高村 ^{ひだかむら} ）
事業名	日本の森づくりを自伐林業方式で推進する土佐の森活動事業
事業種別	地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業
配分額	350 万円
<p>【事業内容】</p> <p>大規模方式とは異なる自伐林業方式による森林整備を行い、低投資のもと地域に根ざした小規模分散型自伐林業の活動を実施した。併せて、ボランティア参加者に地場産品交換券を一定の基準で配布して、当該林業活動を地域の振興につなげるなどの工夫も行った。</p> <p>① 森林整備活動（伐採と搬出）</p> <p>年間を通して 186 日活動し、仁淀川^{に よどがわ}水系の伐採と搬出を行った結果、延べ 15ha の森林を整備し、700 トンほどの木材を搬出した。</p> <p>② 薪製造と配達</p> <p>毎月 4 回、10 人以上のボランティアが集まって 100 トンの薪を製造した。これを、中山間地域限界集落に居住する年金暮らし等の高齢者宅（33 世帯分）に配達した。</p> <p>③ 地場産品交換券（モリ券）の発行</p> <p>「モリ券」と称する森林証券（地場産品交換券）を発行し、①・②の事業を行う際に地域のボランティア参加者に配布した。当該券は地元の商店街で地場産品と交換できるシステムで、ボランティアに参加した地域住民が使用することによって、地産地消としての地域の経済循環にも貢献した。</p> <p>④ カーボンオフセットの実施</p> <p>上記①・②の活動で排出する CO2 はおよそ 15 トンだが、当該排出 CO2 を無効化するとともに地球環境保全活動を支援するため、高知県の J-VER クレジットから 214 トンを購入した。</p> <p>【ボランティアのコメント】</p> <p>・家でじっとしているよりも、薪づくりに参加していればストレス解消になるし、何よりも楽しい。</p> <p>【参考写真】</p>	
	

事例 1-9	特定非営利活動法人 せき・まちづくり NPO ぶうめらん (岐阜県関市)
事業名	お寺を活かした多世代の憩いの広場事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	420 万円

【事業内容】

地域の年配女性や子育てママがスタッフとなり、遊びに来た子連れママやお年寄りをもてなし、多世代間で交流できる場として、お寺を活かした「てらっこ」を地域展開した。昔から市民に愛されているお寺を会場として、ママ同士や世代間での交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談と支援、子育て関連情報の発信、子どもが安心して遊べる場づくり、ママも楽しんで子育てできる環境を提供した。

平成 25 年度は、3 つのお寺と 1 つの福祉センターで毎週 1~2 回開催し、利用者は各施設 10~15 人ほどで、コンサートや映画上映会、人形劇や紙芝居、ヨガなどのイベントも実施した。

また、平成 24 年 7 月に、30 年間使われていなかったお寺の茶屋を改装、キッズカフェとして「多世代カフェてらっこ」をオープンし、「てらっこ」利用者や参拝客などが利用しているが、平成 25 年度は年配女性をスタッフとして、ランチメニューやおもちゃ、絵本などを充実させることで、多世代交流の拠点として活用できた。

「てらっこ」の運営にあたっては、自治会・老人会などが加盟する地域委員会、民生委員、乳幼児学級、市役所などと協力して運営委員会を立ち上げ、団体の手を借りなくとも地域のコミュニティ組織で継続できるように、ノウハウの移転も行っていく。

<参加者のコメント>

- ・友達に教えてもらって「てらっこ」を知った。こじんまりしていて、子どもを遊ばせやすい。ママ友達も増えて話もしやすく、イベントも楽しみなのでこれからも利用したい（子育てママ）。
- ・若いママや子どもたちと触れ合えて、元気をもらえるので、ここに来ることが楽しみです（年配女性）。
- ・子どもたちが境内で遊んでいる風景はとてもいいですね。お寺に賑わいができ、当初、ぶうめらんさん（実施団体）に相談した「市民の憩えるお寺にしたい」というものに近づいてきていると思う（お寺の住職）。

【参考写真】



事例 1-10	特定非営利活動法人 ドットジェイピー（東京都千代田区）
事業名	若者の「考え、発信・行動する力」を養い、社会参画を促すための未来自治体事業
事業種別	青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
配分額	400 万円
<p>【事業内容】</p> <p>30 歳以下の若者を対象として、「もし自分が市長だったら」というテーマで、自分たちの理想とする未来の自治体のビジョンを掲げ、それを政策・予算にまで落とし込むことで、若年層への自治体経営・実施政策の理解を促進する、自治体デザインコンテストを実施した。</p> <p>「もし自分が市長ならどんな街にしたいか」を起点とし、30 年後のビジョンと 10 年後の自治体政策及び予算策定を行い、2 つの自治体で延べ 19 チーム、95 人が参加し、コンテストでは約 150 人の観覧者が来場した。参加者にとっては、最優秀チームを競うというゲーム性がインセンティブとなり、無意識に感じていた問題の意識化、掘り下げ、図書館や地元でのヒアリング調査などを、楽しみながら行うことができたほか、2 か月間にわたってモチベーションを保てるよう、学生スタッフが定期的に連絡を取ってサポートし続けた。</p> <p>当初は想定していなかった中学生・高校生にまで、参加対象を広げることができ、予想以上にしっかりしたプランで、観覧者を驚かせたほか、仙台市ではコンテスト終了後に、優秀チームがより練り直した政策を提言する場を設けた。</p> <p><参加者のコメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市長」というシチュエーション設定があったので、漠然とした議論にならずに済んだ（参加者）。 ・若者が政治についてディスカッションする場は多くないので、自分で考えて発言するというのは貴重な体験だと思う（参加者）。 ・市民、特に若者と関わる機会は職員ともになかなかなく、またあればと思った（市職員）。 ・普段は聞けないような市民（学生）目線の話が聞けたことが良かった（参加者）。 <p>【参考写真】</p> 	

2. 活動・チャレンジプログラム

事例 2-1	特定非営利活動法人 ちば市民活動・市民事業サポートクラブ(千葉県千葉市)
事業名	福祉施設商品の認知度向上と販路開拓のための「千葉のいいものカタログ」発行事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	50万円
<p>【事業内容】</p> <p>千葉県にある福祉施設事業所（10か所）の10製品を集めた、共同カタログ「千葉のいいものカタログ」を10,000部作成し、各事業所で販促ツールとして用いたほか、イベント販売会場・市役所・特別支援学校等への配布、メディアリリース、特設Webサイト等による広報等を実施し、福祉施設商品の認知度向上及び障がい者の工賃増を図った。</p> <p>また、その他の取組みとして、カタログを契機に、事業所同士が一堂に会する意見交換会を2回実施した。</p> <p><効果等></p> <p>新規のギフト注文、イベントへの出展依頼、メディアの取材等の副次的効果も相まって、掲載した10事業所中6事業所で掲載品目の売上高・利用者の平均工賃が前年度を上回った。</p> <p><千葉のいいものカタログ2013-2014・掲載施設コメント（アンケートより）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉的な販売ではなく、「商売をする」という意識に変わってきている。プロとしての製品づくりを意識していきたい（ワーク・ライフまつさと）。 ・今までは口コミ、対面販売が主体だったが、カタログ掲載以降カタログを見たというお客様から毎月途切れることなく注文をいただいています。他事業所の「福祉」にあぐらをかかない製品製作、販売方法などとても参考にさせていただきました（千葉市鎌取福祉作業所）。 	
<p>【参考写真】</p> 	

事例 2-2	特定非営利活動法人 アビリティクラブたすけあい 江戸川たすけあいワーカーズもも(東京都江戸川区)
事業名	赤ちゃんから高齢者まで誰もが集えるコミュニティ拠点の立ち上げと活動事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	50万円

【事業内容】

子育て中の新米ママが安心して過ごせる親子ひろばと、誰もが集える安心して安全な食が提供されるコミュニティカフェを併設し、地域の方が自然に交流する中でお互いを理解し、支えあいながら暮らしていける活動拠点として、自己肯定感や自尊感情を培っていける場を創出した。

① 保育サポーター養成講座（江戸川区社会福祉協議会後援）

9/10～10/22の期間に毎週1回開催し、一般財団法人女性労働協会からテキストの提供を受け、地域で子育てに対する系統的知識を持つ人材を養成した。講座を受講した方には修了証が発行され、18名＋単発受講生2名が参加した。

② 親支援プログラム「ノーバディーズパーフェクト」

11/5～12/10の期間に週1回全6回開催、公益財団法人東京都福祉保健財団の講習を受けた方を講師として、完璧な親なんていないという切り口で、育児本に頼らずに子育てができるよう新米ママ支援を行い、親子あわせて延べ19名が参加した。また、保育サポーター養成講座受講生が講座受講にとどまらないよう、保育の実践の場とするためボランティアとして参加した。

③ 親子ひろば&コミュニティカフェ

平成26年3月13日にオープンし、初日には親子ひろばに12名、カフェに58組が訪れたほか、子どもパン教室（月2回）、お菓子教室（月1回）、お誕生会（月1回）、保育付ヨガ（月2回）などを開催している。

＜講座参加者のコメント（アンケートより）＞

- ・講座でたくさんの知識を得ることができました。ボランティアで活動するときに役に立てていこうと思います（保育サポーター養成講座参加者）。
- ・最初は「聞いて聞いてこんなに大変」という気持ちが強かったが、参加して心が穏やかになった（ノーバディーズパーフェクト講座参加者）。

【参考写真】



事例 2-3	特定非営利活動法人 子どもと文化のネットワーク ぽっぽ・わーど (佐賀県鳥栖市)
事業名	ひとりぼっちの子育てママのための心のサポート事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	49 万円

【事業内容】

子育て中の母親達の孤独感や不安、悩みを和らげ交流を深め、子育て支援の場に参加していない又は参加することができない母親が子育て支援の場に来るきっかけとするために「子育ての居場所づくり」、「子育てママの 1DAY SHOP」、「子育てママの講座」を開催した。

① 子育ての居場所づくり

先輩ママをスタッフとして話を聞いたり、交流したりする本施策は、常時開放の居場所を求める声に応じて、週 1 回、合計 48 回開催し、延べ 144 組の親子が参加した。当初悩みを相談していた母親も様々な事業に参加することで、ママ友を連れてくるようになり、次にはスタッフを手伝う立場へ発展していくケースも見られた。

② 子育てママの 1DAY SHOP

子育てをしながら製作した手作りアクセサリー発表や、アロママッサージなどの資格を活かす場として 2 回開催し、出店ブースは 69 個、延べ 1,000 人が来場した。出店する側、来場する側、双方で交流があり、日頃の悩みや不安を共有する場となった。

③ 子育てママの講座

子育てママを毎回 1 人講師として、ヨガ教室 3 回、スクラップブック教室 1 回、料理教室 1 回を開催し、延べ 61 人が参加した。子育てに忙しい中、自分の得意なことを活かして地域貢献ができたことが社会参加の良い機会となった。

<子育てママのコメント（アンケートより抜粋）>

- ・子育てで不安なことばかりだったので、少しだけ心が休まりました。
- ・完璧な育児をしなければという思いが強く悩んでばかりでした。
- ・ママ友がないのですが、心の支えになりそうです。

【参考写真】



事例 2-4	特定非営利活動法人 沖縄県自立支援センターイルカ（沖縄県 宜野湾市）
事業名	小規模離島で障がい者が自立生活を実現するための障がい者の育成事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	50 万円
<p>【事業内容】</p> <p>沖縄本島と離島では、障がい者の地域生活や社会資源に大きな格差があるため、その地域格差をなくすことを目的に、離島において障がい当事者を宿泊体験等により自立できるよう育成し、自立生活の実現を目指す事業を実施した。</p> <p>施設に入所中の重度障がい者 3 名（A 氏、B 氏、C 氏）に対して、自立生活プログラム（自立に必要な様々な勉強・体験）などを通して、離島である当該地域で生きていくスキル・知識を身に着けるとともに、当事者自身の意識改革を目指した。</p> <p><実施プログラムの概要></p> <p>① A 氏：本島で 1 回、石垣島で 11 回（全 18 日）の宿泊体験、物件探し、調理や制度の勉強、ピア・カウンセリング等の自立生活支援プログラム</p> <p>② B 氏：5 回（全 5 日）の地域めぐり及びバリアフリーチェック</p> <p>③ C 氏：4 回（全 4 日）のとろみ食の調理実習</p> <p>特に A 氏に関しては、重度訪問介護を依頼する方法、障がい者年金の受取方法、家賃・水道・光熱費などの物価の勉強等、生活していく中で必要なことや実際の利用の仕方を繰り返し学ぶことにより、自立生活が遠い世界の話ではなく、実現可能な身近な話として実感できたようである。</p> <p><A 氏の感想・コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立生活している先輩たちの話を聞いて、みんな自立を反対されながらもやってきた。自分も家族から反対されているけど、緊急通報システム、ヘルパーさん、訪問介護、訪問リハビリなどを使って前向きに自分の意思をもって自立生活をやっていきたい。 ・ピア・カウンセリングでは、（同じく重度障がい者の）N 氏に勇気づけられた。「自分からしたいことを言わないと誰も助けてくれないよ」と言われた。私も自分のことは自分で決めて周りに言える人になりたい。 <p>【参考写真】</p> 	

事例 2-5	公益財団法人 水島地域環境再生財団(岡山県倉敷市)
事業名	フードマイレージ買いものゲームの作成・体験学習実施事業～買いもの と交通から考えるフードマイレージ買いものゲーム教材～
事業種別	地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に 生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業
配分額	50万円

【事業内容】

地域課題を考え、環境負荷に気付いて行動変容を促すきっかけになることを目指し、食材によって異なる輸送距離をCO2排出量で数値化し、地球温暖化防止について学ぶことのできる「フードマイレージ買いものゲーム」(新・岡山版)を8セット作成し、当該ゲームを実際に使用した体験学習を実施した。

岡山県の特産品を盛り込んだ地方版を作成するに当たっては、教材利用の可能性の高い中学・高校教員へのヒアリングを行い、要望を反映することができた。その後、一般の親子向け講座を新・旧版合わせて4回開催し、延べ80人が参加した。

その他、広報誌を活用して岡山県内の小・中・高校、行政機関などに周知し、6団体への貸出(講師派遣を含む)を行った。

今回、漁業体験プログラムや調理実習と「フードマイレージ買いものゲーム」を利用した体験学習を組み合わせで行ったが、それにより、地元の食材を活用することが環境への負荷を低減するとともに、地域の産業を支えることにもつながることを学ぶなど、体験学習の学びをより深める効果が得られる等、一層の相乗効果が得られた。

<体験学習参加者の感想>

- ・日々の食事を念頭に置いて食材を選択したら、結果としてそれが環境負荷の低いものであることが認識できた。
- ・子どもと一緒に献立を考えられたのが良かった。食材の産地によってCO2の量が違うことも勉強になった。
- ・2005年に倉敷市家庭版環境ISOを認定登録し、地球温暖化ガス減少にでき得る範囲で努力しているが、家庭内で消費するエネルギー削減が主で消費するものは気に留めていなかった。フードマイレージという言葉はあまり耳慣れない言葉だったが、ゲームを通し消費するものにも関心が深まった。ゲームも誰にも分かるよう工夫されていて良かった。

【参考写真】



事例 2-6	特定非営利活動法人 すいた環境学習協会(大阪府 ^{すいたし} 吹田市)
事業名	児童たちが校庭で「二毛作」と「地産地消」を実体験する学習支援事業
事業種別	青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
配分額	50 万円
<p>【事業内容】</p> <p>吹田市内小学校 8 校の校庭にミニ田んぼをつくり、一年を通して稲と玉ねぎを育てるなどの農業体験に取り組み、二毛作と地産地消を学習した。体験では、雑草取りやしらかき、田植え、稲刈り、脱穀、モミすり、玉ねぎ植え・収穫などを行い、地元の新聞や学校のホームページにも掲載され、作業時には多くの保護者や地域の方々も見学に来られて、児童の活躍ぶりに感動していた。</p> <p>農業体験では、農家の方などの指導や農協の方の協力も受けながら、自分たちでほとんどの作業を行い、収穫した作物を家庭科の実習や給食などで食べることにより、食の大切さや地産地消を実感することができた。</p> <p>その他、昨今は世代間を超えた交流が少ないなど人間関係が希薄となっているが、田んぼづくりなどの農業体験を見学に来た保護者や地域の方々とも交流が深まるなど、児童たちを中心とした新しいコミュニティが創生され、その輪が地域社会でどんどん広がったということが大きな成果の一つである。</p> <p><活動実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験学習：8校の5年生全23クラス、約800人が参加 ・収穫量：8校でお米約90kg、玉ねぎ約3,500個 ・水田で児童らが見つけた虫や鳥などの野生生物：27種 <p><児童たちの感想></p> <ul style="list-style-type: none"> ・お米作りをやっている、農家の人たちの苦労や、努力があって、今ぼくたちは、おいしいお米をたべていることがわかって、お米をつくっている人にかんしゃしなければいけないことがわかった。これからもこの農業体験を通じて、食べものの大切さを学んでいきたい。 ・今の4年生に、来年がんばってもらいたいと思います。その時は、わたしたちが見本となり、教えてあげたいなあと思いました。 <p>【参考写真】</p> 	

3. 施設改修

事例 3-1	特定非営利活動法人 コーポラティブハウス木の実（富山県富山市）
事業名	デイサービス施設内での若年性認知症の方の社会参加活動支援のための作業場所作りの改修工事
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	200 万円
<p>【事業内容】</p> <p>若年性認知症患者の社会参加活動支援として、認知症患者が「自分も楽しめること」で社会参加を行うことを目的に、お菓子とパンを製造する専用の調理場及び作品の展示スペースを作るための改修工事を実施。</p> <p>改修工事後、クッキーとパンの製造・販売を行うほか、ご家族や地区の方々との交流を促進するというで開催している月 2 回の石窯パン&ピザ焼き交流会の参加者は毎回 10～15 名程度で、「認知症患者自身も楽しんで」労働の対価を得られ、認知症の新しいケアの形を実現している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クッキーの委託販売先 : 3 か所（毎週） ・イベントでの出張販売 : 年間 6 回 	
<p>【参考写真】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	

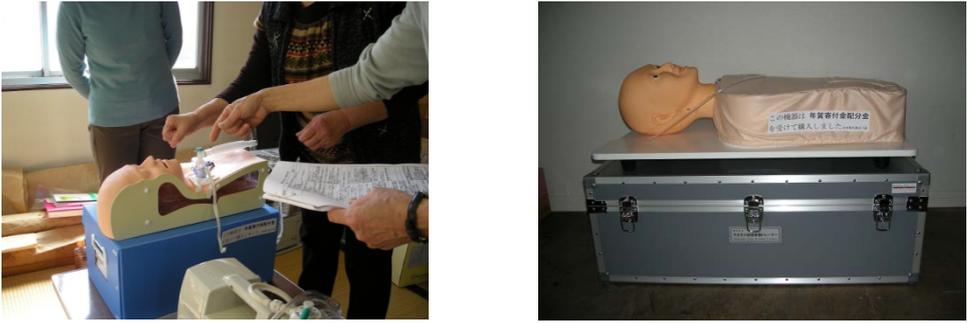
事例 3-2	社会福祉法人 新啓会 ^{しんけいかい} （埼玉県北本市）
事業名	社会福祉法人新啓会が経営する保育園園児の保育環境の充実のためのビオトープ設置事業
事業種別	青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
配分額	268 万円
<p>【事業内容】</p> <p>年々自然環境が消えていく中で、保育園園児らに自然の大切さ、生命の大切さを学んでもらう材料として、植栽や水生動物が生育できる環境のビオトープを設置するとともに井戸水の手押しポンプを設置した。</p> <p>水辺の環境の生態系の様子を観察しながら、子どもたち自身が水や自然に親しむ環境が整備されたことで、自然の美しさや強さなどを五感で感じ、メダカやカエルなどの小さな生き物に対する愛おしさも醸成できた。また、手押しポンプで水を苦労して得る体験から、水を大切に作る心も養うことができたことが伺えた。</p>	
<p>【参考写真】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	

事例 3-3	特定非営利活動法人 地域福祉サポート笛吹（山梨県 ^{みえみきし} 笛吹市）
事業名	コミュニティスペース開設のための農業用倉庫改修並びに開設事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	500 万円
<p>【事業内容】</p> <p>現役引退後等の市民の自由かつ多様な活動の場として、開設したカフェを解放することで孤立の解消や介護予防に寄与すべく、地域の誰もが気軽に立ち寄り、交流し相互に理解し高めあう拠点にするため、農業用倉庫を改修しコミュニティカフェを開設。</p> <p>喫茶や読書、休憩などで利用する個人の方はもとより、地域のボランティアグループや文化活動団体などにも活用され、生きがい作り、介護予防、世代間交流にも活用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カフェ利用者：平日解放し、毎月 100 人程度利用 ・災害、防災講座：3 月以降に全 3 回開催し、延べ 50 人程度が参加 	
<p>【参考写真】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	

事例 3-4	特定非営利活動法人 親と教員の会こどものその（富山県高岡市）
事業名	認可外保育施設「こどものその」の柵の老朽化のための改修事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	86 万円
<p>【事業内容】</p> <p>認可外保育施設に通う子ども達や、子育て支援活動の参加者が安心して使用できるように、劣化した施設の柵改修工事を実施。</p> <p>中からは外の景観が良く見渡せるようになったことに加え、外部から建物を見た際には、建物が柵で守られている印象があり、安全性の高まり感が向上した。また、高さ 1m50cm を確保できたこともあり、不審者の侵入がしにくくなって安心できるとの声が保護者の方からも寄せられている。</p>	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	

4. 機器購入

事例 4-1	社会福祉法人 トウムヌイ福祉会（沖縄県糸満市）
事業名	障がい者就労支援施設 Aile（エール）の利用者増加に伴う工賃の確保及び向上の為の新規生産科目（ジュエリー部門）設備の整備事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	225 万円
<p>【事業内容】</p> <p>障がいのある方の社会的、職業的、経済的自立を支援することを目標とし、障がい者就労支援施設の新たな生産活動として、ジュエリー（沖縄伝統工芸）を取り入れるための機器整備を行った。現在は、より高付加価値の商品を生み出すために、沖縄の伝統工芸品である房指輪や芭蕉布と融合させた新たな商品開発を行うとともに、デザイナーに依頼してブランディングにも注力している。この取組みの効果もあり、利用者も増加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数：平成 24 年度 13 名、平成 25 年度 16 名、平成 26 年度 19 名 一つ一つの商品を丁寧に仕上げる伝統工芸の手法は、障がいのある方の真面目さ、素直さ、表現力や個性・特性に合致しており、継承者不足に悩む伝統工芸産業にとっても、技術を広めていくことができる取組みとなっている。 <p>【参考写真】</p>	
	

事例 4-2	特定非営利活動法人 ALSしがネット（滋賀県大津市）
事業名	難病障がい者の 喀痰 吸引等を担える介護職員養成研修機関登録のための必須機器の新規設置事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	82 万円
<p>【事業内容】</p> <p>ALS 患者など、24 時間の痰の吸引などを必要とする患者の介護を可能とするための研修機器を設置し、平成 25 年 10 月に滋賀県で初の登録研修機関となった。</p> <p>在宅で療養生活する重症難病患者や重度障がい者のうち、人口呼吸器装着・胃瘻造設者などの痰の吸引などは、医療従事者又は家族以外のものには認められていなかったが、平成 24 年 4 月から、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、一定の研修を修了した介護福祉士及び介護職員等は、「認定特定行為業務従事者」として認定証の交付を受けた上で実施できるようになったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた者：6 名（平成 25 年度） <p>【参考写真】</p>	
	

事例 4-3	特定非営利活動法人 長浜みなみ会（滋賀県長浜市）
事業名	就労継続支援B型事業の就労支援のための地域資源ごみ回収システム機器の設置事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	500 万円
<p>【事業内容】</p> <p>障がい者の就労支援活動の一環として工賃向上を目的とし、古紙回収装置及び飲料容器自動回収機を新規設置して、新たなリサイクルシステム事業に取り組んだ。</p> <p>一般家庭から出る有価資源ごみを地域店舗へ持ち込むと、商品券等と交換できるポイントが付与される仕組みにより、消費者のリサイクルや環境問題への関心を高めつつ効率的に資源ごみを集積できた。集められた資源ごみは、簡易分別及び圧縮加工などの作業を行い、それらの売却益を障がい者の工賃とすることで、工賃向上を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該機器による資源ごみ売却による収益：約 20 万円／月 ・平成 25 年度平均工賃(時給)増：前年比 4.6%増 	
<p>【参考写真】</p> 	

事例 4-4	社会福祉法人 太陽の丘福祉会（宮城県仙台市）
事業名	知的障がい者のための餃子・弁当製造機器の新規設置事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	500 万円
<p>【事業内容】</p> <p>冷凍餃子及び弁当の製造に従事する、知的障がい者の方の生産性向上及び工賃向上を目的とし、冷凍餃子の製造機器及び食洗機の新規導入を実施。</p> <p>冷凍餃子製造機器の導入により冷凍餃子の生産能力を高めるとともに、食洗機により弁当製造の作業効率を高めることができた。餃子については、今まで断っていた大口の注文にも対応可能となり、結果として工賃向上につなげることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷凍餃子生産数(1 か月)：30,000 個（前年度比 50%増） ・1 日の弁当箱洗浄時間：6 人時（前年度比 50%減） ・平均工賃(月給)：前年度比 20%増 	
<p>【参考写真】</p>  	

5. 車両購入

事例 5-1	特定非営利活動法人 ほほえみ（大阪府 吹田 ^{すいたし} 市）
事業名	特定非営利活動法人ほほえみの送迎用車両の増備事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	51 万円
<p>【事業内容】</p> <p>精神・知的・身体障がい者が働く就労継続支援 B 型作業所で、通所者の送迎、商品部品の引取り・完成品納品、調理したお弁当や制作した小物の配送などに使用している。</p> <p>今までは車両が 1 台しかなかったが、2 台になったことで、利用者送迎、部品引取りなどを効率的に終わらせることができるようになり、利用者の具合が悪くなるなどの緊急時にも即応することができるようになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一日の送迎人数 : 7 人（平成 24 年度）→10 人（平成 25 年度） ・ 利用頻度 : 3 回／日 	
<p>【参考写真】</p> 	

事例 5-2	社会福祉法人 塩谷福祉会（北海道小樽市）
事業名	障がい者福祉サービス利用者の送迎、通院、レクリエーション移動用のための 10 人乗り車両への更改事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	150 万円
<p>【事業内容】</p> <p>障がい者福祉サービスを利用する方の送迎、通院、レクリエーション時の移動用として使用していた車両について、輸送効率向上などの観点から 10 人乗り車両に更改した。</p> <p>施設は市郊外の山間部にあり、市内から通う障がい者にとって、送迎サービスは必須だが、この点においても効率的に送迎が可能となり、利便性を大きく向上させることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 回の送迎可能人数 : 7 人（平成 24 年度）→9 人（平成 25 年度） ・ 使用頻度 : 2 回／日 	
<p>【参考写真】</p> 	

事例 5-3	社会福祉法人 朝日会（福岡県田川郡 福智町）
事業名	通院・苑外活動・送迎用のための小型車両の増備事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	129 万円
<p>【事業内容】</p> <p>身体障がい者療護施設利用者の通所、通院、買い物や苑外活動などに利用するため、福祉車両（小型、車いす 1 名仕様）の増備事業を実施。</p> <p>小型車両のため、山間部や道幅の狭い地域でも、女性職員 1 名で送迎ができるようになり、利用者や職員の負担を軽減させることができたほか、今まで月 1～2 回の買い物・苑外活動を、月 3～4 回に増加させることができた。</p> <p>・使用頻度：2 回／日</p>	
<p>【参考写真】</p> 	

事例 5-4	社会福祉法人 徳美会（北海道寿都郡 寿都町）
事業名	特別養護老人ホームの通院・送迎・外出用車両の更改事業
事業種別	社会福祉の増進を目的とする事業
配分額	200 万円
<p>【事業内容】</p> <p>特別養護老人ホーム利用者の通院・送迎・外出用車両として、車いす 4 人が乗車できる福祉車両に更改した。</p> <p>従来マニュアル車で一部の職員が運転できなかったが、オートマチック車に更改されたことで職員を限定することなく運転ができるようになった。また、リフト部分の故障があった古い車両に比べて格段に安全性も向上するとともに、乗車可能人数の増加によって外泊や出身町村への訪問などの行事参加者を増やすことができたことなど、更改により利便性や効率性の向上を図ることができた。</p> <p>・医療機関受診往復回数：1 日 2 回（平成 24 年度）→1 日 1 回（平成 25 年度）</p> <p>・乗車可能人数：車いす 2 人（平成 24 年度）→車いす 4 人（平成 25 年度）</p> <p>・利用頻度：2 回／日</p>	
<p>【参考写真】</p> 	

6. 東日本大震災の被災者救助・予防（復興）

事例 6-1	特定非営利活動法人 たすけあいの会ふれあいネットまつど（千葉県松戸市）
事業名	福島県から松戸市へ避難している方への常設型サロンによる交流・サポート事業
事業種別	東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を目的とする事業
配分額	316 万円
<p>【事業内容】</p> <p>福島県から松戸市への避難者のほとんどは地縁がなく、バラバラに居住していることもあり、避難者同士のつながりがなく、就労・生活上の問題は個人的に解決を強いられているため、このような生活の不安を解決し、今後の生活面での構想ができるよう支援活動を実施。</p> <p>① 常設型の交流サロン「黄色いハンカチ」の開設・運営 避難者・松戸市民の誰もが気軽に立ち寄れるコミュニティカフェを週 5 日（10 時～16 時）開き、延べ 3,376 人が利用した。また、子育て相談、料理・絵手紙などの講習会、サークル作りなどの交流会を 72 回開催し、延べ 792 人が参加した。</p> <p>② 弁護士などの専門家による相談会 生活・心身上の困りごとについて、テーマごとに専門家を招いた相談会を 12 回行い、延べ 197 人が参加。個別相談に応じるとともに、必要があれば支援団体や行政への橋渡しを行った。</p> <p>③ サポーター（訪問相談員）の避難者宅巡回訪問 高齢者・独居避難者の孤立防止と移動困難な避難者の買物支援等を目的とし、2 か月に 1 回の割合で巡回訪問を行い、延べ 597 軒訪問した。その他、交流会では話しづらい相談事を聴き取り、困難事例は専門家につなげている。</p> <p>④ 交流サロンでの情報発信 ホームページ・ブログを週 1 回更新するとともに、避難者向けの月間ニュース「黄色いハンカチ」を 12 回発行した。また、避難元自治体の広報誌や福島県内発行新聞の常設スタンドや情報交換掲示板を設置した。</p> <p><交流サロン利用者のコメントより></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時帰宅の度に我が家が荒れ放題、本当に悲しい気持ちです。松戸に永住すると決めましたが、知らない人たちばかり。交流サロン黄色いハンカチに行くと心がなごみほっとします。このサロンが長く続くことを祈っています。 	
<p>【参考写真】</p> 	

事例 6-2	特定非営利活動法人 山の自然学クラブ（東京都杉並区）
事業名	被災樹木の活用と地域間連携による建築制作を通じた被災地支援
事業種別	東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を目的とする事業
配分額	202 万円

【事業内容】

津波の被害で枯死し始めたスギ人工林の樹木を伐採し、地元の森林組合・製材所の協力で製材化、その木材を利用して専門学校建築設計科の協力のもと、地域の方が必要としているものを制作し、学生ボランティアによる現地活動などにより建築制作物として戻す事業。現地では多くの建造物が失われたため、小型建造物や家具等の需要は大きく、廃棄予定だった木材を有効活用することも、復興支援に役立っている。

活動中は、当該団体、協力 NPO 法人のスタッフ及び教員が現地の方へヒアリングを行うとともに、設置後も現地で使用する方の意見を取り入れた調整を行い、学生と住民の連携を重視して活動できた。特に、建築による支援では「作って現地で設置する」だけで終わってしまうことが多く、継続的な交流や支援は生まれづらいため、現地活動の前後に夏祭り等のイベントでもお手伝いを随時行い、交流を図った。

平成 25 年度は、3 クラス、130 人の学生が参加し、物置用等の小屋を 3 軒、子育て支援センターに設置する遊具を 2 基、物販等に利用する屋台風の小屋を 1 軒、仮設住宅脇にベンチ付きあずまや 1 軒などを設置した。

<配分団体のコメントより>

- ・使い手と使われ方を良く知らなくては、優れた建築は生まれないことを学生に学んでもらいたい。首都圏の学生にとって、直接被災地へ行くことは難しいが、被災地の木材に触れ、被災者のみなさんの生活実態を聞くことで、「ものづくり」について真剣に考えるきっかけにもなった。若い専門学校学生が社会に出たときに、この活動に触れたことが、何らかの行動に結びつくものであったら良いと願っている。

【参考写真】



事例 6-3	特定非営利活動法人 菜の花プロジェクトネットワーク（滋賀県 <small>おうみ</small> 近江 <small>はちまんし</small> 八幡市）
事業名	福島県での「菜の花プロジェクト」による農業復興のためのボランティア事業
事業種別	東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を目的とする事業
配分額	160 万円

【事業内容】

福島県では、塩害と放射能汚染被害により農地が荒廃しているため、農地再生を目的として菜の花を植え、将来的には刈り取られた菜種を搾油して、再生可能エネルギーとして利用する「菜の花プロジェクト」を実施した。

菜種は生育時に放射性物質を吸収しやすく、搾油された菜種油には放射性物質はほとんど含まれないという研究結果があることに加え、菜の花には耐塩性の高い品種もあるため、福島県での農業再生に適していると考えた。

菜種の栽培面積については、須賀川市で 2.0ha（平成 24 年）から 2.4ha（平成 25 年）に、南相馬市では 2.8ha（平成 24 年）から 14.0ha（平成 25 年）に拡大し、肥料を与える時期や湿害対策等で改善し、量的・質的向上を図った。

また、ボランティアバスを企画・運営し、滋賀県から 22 人が参加。福島県で菜の花の種まきを 2 日、放射能被害状況等の実情を理解するための研修を 1 日行い、プロジェクトの推進と課題の把握に努めた。

菜の花プロジェクトを継続的に行う原動力とするため、これまでの 3 年にわたる被災地での取り組みを整理し、成果をまとめたリーフレットを、全国の菜の花メンバーや協力団体などに配布した。

<ボランティア参加者のコメント>

- ・東日本大震災発生後、津波の影響や放射能汚染された農地での復興の取り組みを現地の NPO などと連携し進められている。見通しが持てない農地で、「菜種を栽培する」事が「エネルギー作物生産」「地域の活力」につながっていく。被災地の復興支援は勿論のこと、この活動を通して今後のエネルギーのあり方や、私たちの未来について考えてみる良い機会となった（ボランティア）。

【参考写真】



事例 6-4	特定非営利活動法人 市民公益活動パートナーズ（福島県福島市）
事業名	借上げ住宅避難者のための「交流ひろば」開設による自治会とコミュニティの支援プロジェクト
事業種別	東日本大震災による被災者の救助又はその予防(復興)を目的とする事業
配分額	451 万円

【事業内容】

借上げ住宅（みなし仮設）の避難者は、仮設住宅への避難者とは異なり、支援情報の入手に苦勞しているだけでなく、集会所等の交流スペースも確保されていない等の様々な格差があるため、借上げ住宅避難者のための「うわまち交流ひろば」を開設し、市内に点在する同避難者の拠点作りを行うとともに、借上げ住宅自治会の支援サポート等を実施。

① 「うわまち交流ひろば」の運営

- ・「いつもの暮らしに戻るプログラム」として、まちなか散歩（9回）、おやつ会議（3回）、写経会（4回）、年賀状サロン（2回）、ペン習字教室（2回）、映画上映会（36回）、などを実施し、交流ひろばでの開催以外に「出前」も行うことで、延べ677人が参加できた。
- ・相談窓口は月4回、10か月開催し、避難者グループの交流や避難者の支援活動などの取組みを支援した。
- ・自治会サポートセンターを設置し、自治会拠点に向いたり来訪したりしながら、借上げ自治会の活動拠点の物件探しから助成金申請書の書き方まで、個別相談に応じた。
- ・季節のイベントとして、親睦会（8月）及び芋煮会（10月）を開催し、地元NPOや伊達郡桑折町社協ボランティアセンター、中学生ボランティアも参加し、延べ81名が参加した。また、避難している浪江町の手づくりグループ（延べ10団体、約40人）と共に、県産品展示販売イベントに参加・出展した。

② 支援情報の収集・発信

- ・支援活動団体等の取材：約50軒
- ・浪江町民自らの活動や支援情報、避難する地域との交流などを月刊「おたがいさま新聞」として年10回、5,000部を発行。避難者の近況や自ら行う公益活動などを取材して掲載するなど、広域避難された方たちの精神的つながりをサポートした。

【参考写真】



(参考) 平成25年年賀寄附金の配分状況

(平成25年3月28日認可時)

1 配分原資と配分金

寄附金額①	5億9,814万円
前年からの繰越金②	4,117万円
配分費用③	2,835万円
配分原資 (④=①+②-③)	6億1,095万円
配分金⑤	6億0,011万円
繰越金 (④-⑤)	1,084万円

(万円未満は四捨五入)

2 団体からの申請と採択状況

日本郵便宛の 団体からの申請		日本郵便の配分		採択率	
件数	金額(万円)	件数	金額(万円)	件数	金額
1,164	318,489	275	60,011	23.6%	18.8%

(括弧内は前年)